

第Ⅲ章 廃棄物の処理

第1節 ごみの処理

1 概況

本市におけるごみの分別形態及び収集形態は、＜表－46＞のとおりとなっている。

生活ごみは、臨時ごみ等の一部を除き委託により収集し、その全量を市が処分している。

事業ごみは、排出者責任の原則に基づき、事業者自らの運搬又は許可業者との契約による収集・運搬とし、缶・びん・ペットボトル等の一部を除き市が処分している。

犬猫等の死体については、委託又は自己搬入により収集し、その全量を市が処分している。

＜表－46＞

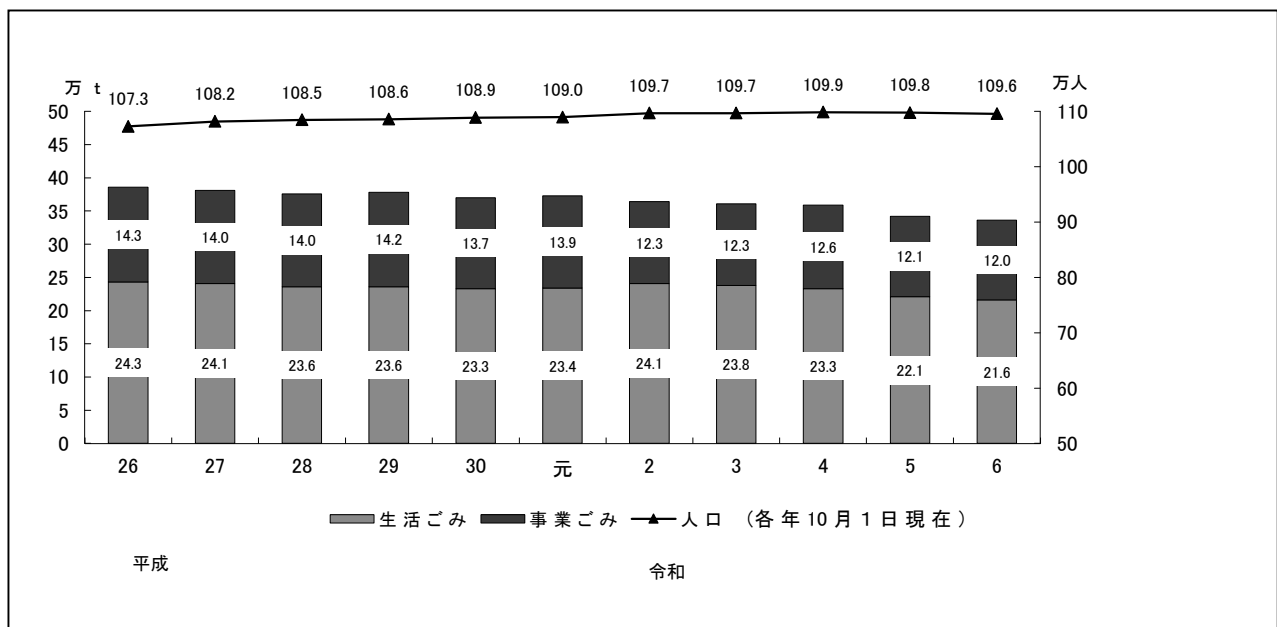
ごみの分別・収集形態

分別形態					収集形態
生活 ごみ	定 日 収 集 生 活 ご み	家庭ごみ	週 2 回	有 料	委託
		プラスチック資源	週 1 回		
		缶・びん・ペットボトル	週 1 回		
		廃乾電池類	週 1 回	無 料	
		紙類	月 2 回		
		剪定枝	2 週 1 回		
		粗大ごみ	2 週 1 回		
	臨時ごみ			有 料	直営又は許可
	自己搬入				—
	可燃ごみ				許可
不燃ごみ					
缶・びん・ペットボトル（飲料用）					
紙類（事業系紙類回収庫等）			無 料	—	
犬の 猫死 等体	自己搬入			有 料	—
	随時収集				委 託
	自己搬入				—

本市におけるごみ処理量及び人口は、＜図－9＞及び＜表－47＞のとおり推移している。また、ごみ処理の流れは＜図－10＞及び＜図－11＞のとおりである。

＜図－9＞

ごみ処理量及び人口の推移



<表-47>

ごみ量の推移（生活ごみ・事業ごみ）

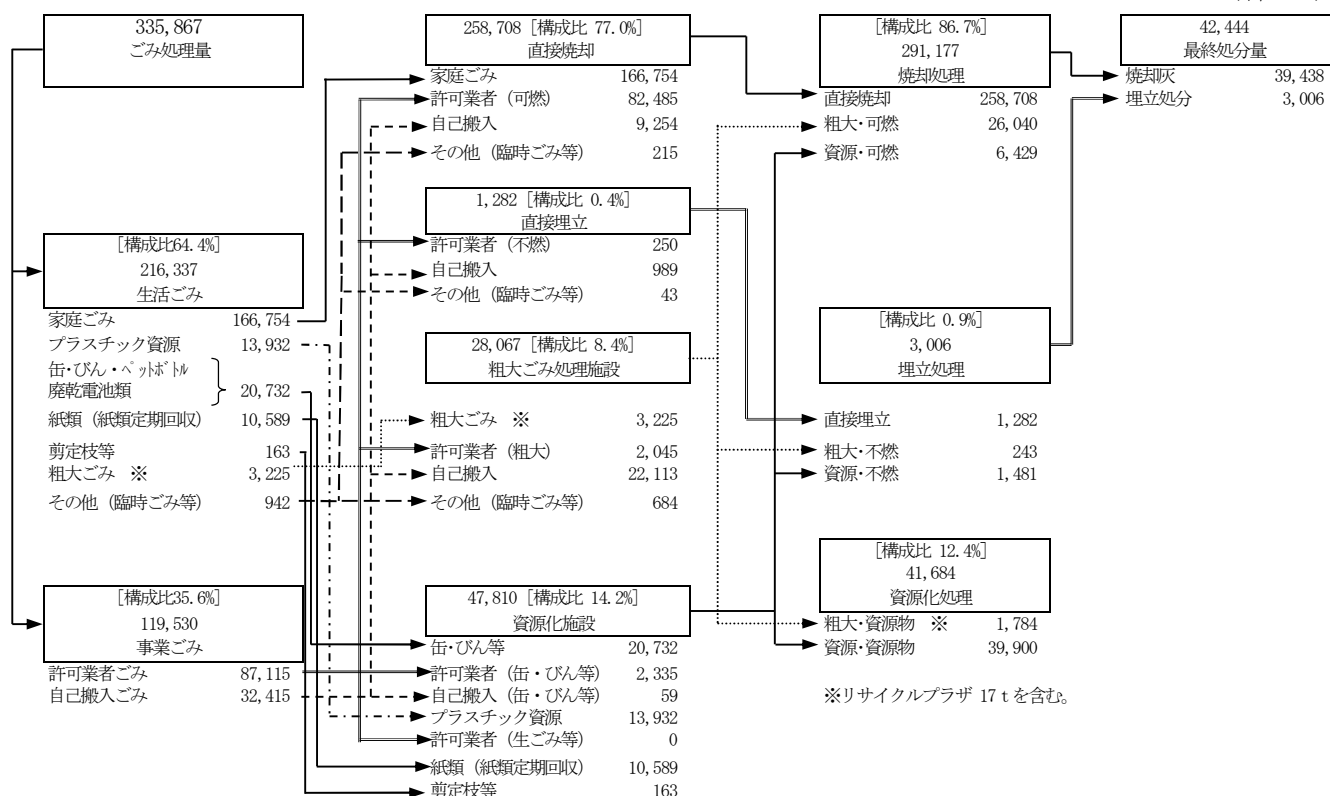
項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
人口〈各年10月1日現在〉 (対前年度比)	1,097,196人 +0.6%	1,097,237人 +0.0%	1,099,239人 +0.2%	1,097,814人 -0.1%	1,096,168人 -0.1%
ごみ総量 (対前年度比)	363,336 t -2.7%	361,199 t -0.6%	358,583 t -0.7%	342,301 t -4.5%	335,867 t -1.9%
生活ごみ (対前年度比)	240,647 t +2.7%	238,107 t -1.1%	232,645 t -2.3%	220,998 t -5.0%	216,337 t -2.1%
家庭ごみ量 (対前年度比)	188,759 t +2.1%	186,169 t -1.4%	181,921 t -2.3%	170,526 t -6.3%	166,754 t -2.2%
家庭ごみ1人1日当たり (対前年度比)	471 g +1.8%	465 g -1.4%	453 g -2.5%	424 g -6.4%	417 g -1.7%
プラスチック資源の量 (対前年度比)	13,181 t +4.5%	13,162 t -0.1%	12,860 t -2.3%	14,261 t +10.9%	13,932 t -2.3%
缶・びん・ペットボトル等の量 (対前年度比)	21,906 t +6.2%	21,914 t +0.0%	21,581 t -1.5%	21,084 t -2.3%	20,732 t -1.7%
紙類定期回収量 (対前年度比)	11,842 t +4.4%	11,806 t -0.3%	11,403 t -3.4%	10,783 t -5.4%	10,589 t -1.8%
剪定枝の量 (対前年度比)	159 t -18.0%	229 t +44.0%	180 t -21.4%	146 t -18.9%	163 t +11.6%
粗大ごみ量 (対前年度比)	3,571 t +15.0%	3,657 t +2.4%	3,644 t -0.4%	3,258 t -10.6%	3,225 t -1.0%
その他 (対前年度比)	1,229 t -21.1%	1,170 t -4.8%	1,056 t -9.7%	940 t -11.0%	942 t +0.2%
事業ごみ (対前年度比)	122,689 t -11.8%	123,092 t +0.3%	125,938 t +2.3%	121,303 t -3.7%	119,530 t -1.5%
許可業者収集量 (対前年度比)	86,725 t -17.3%	88,614 t +2.2%	90,576 t +2.2%	89,031 t -1.7%	87,115 t -2.2%
自己搬入量 (対前年度比)	35,964 t +4.9%	34,478 t -4.1%	35,362 t +2.6%	32,272 t -8.7%	32,415 t +0.4%

(注) 災害による罹災ごみ等を含む。(【R2年度】生活ごみ：56t、事業ごみ：1,189t 【R3年度】事業ごみ：317t 【R4年度】事業ごみ：393t)

<図-10>

令和6年度 ごみ処理の流れ（実績）

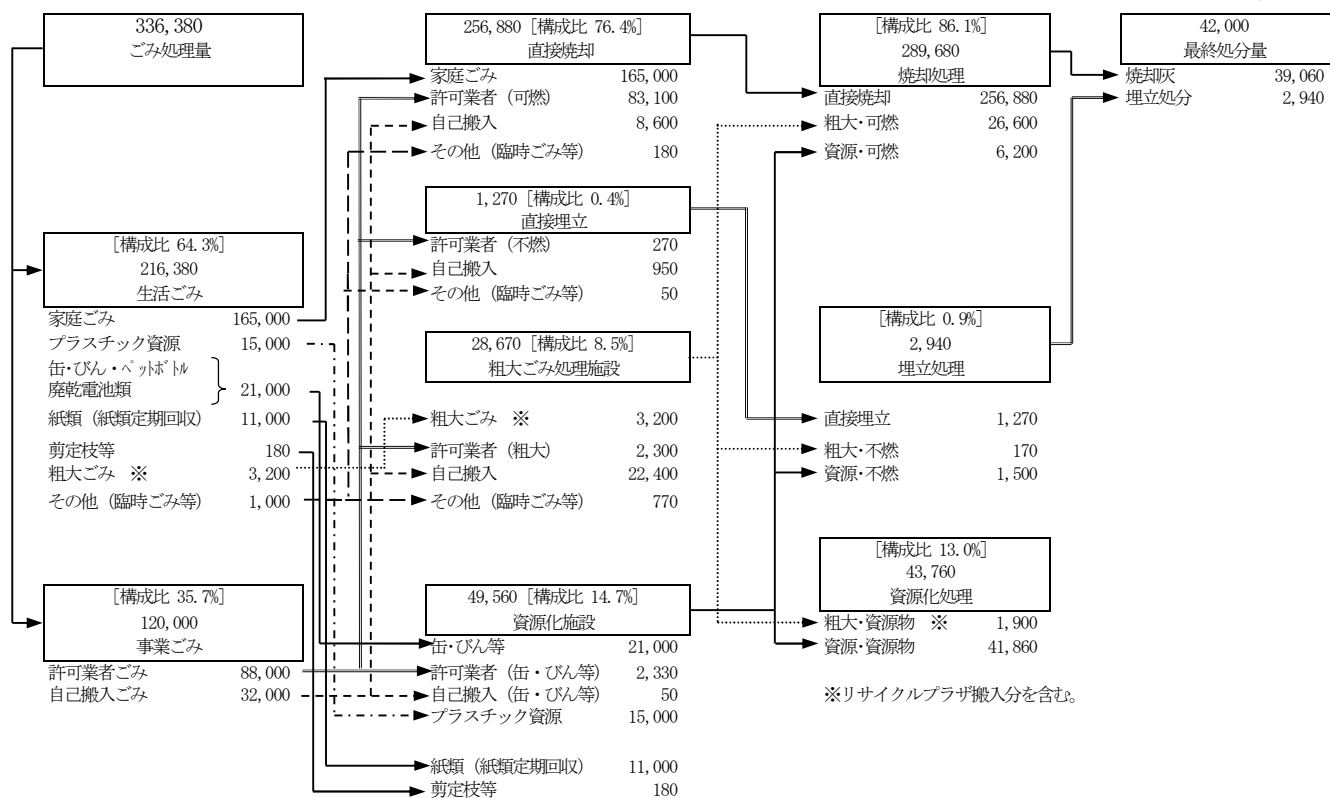
（単位：t）



<図-11>

令和7年度 ごみ処理の流れ（推計）

（単位：t）



2 収集・運搬

(1) 生活ごみ

本市における生活ごみの排出方法は、＜表－48＞のとおりになっており、生活ごみの定日収集については、剪定枝及び粗大ごみを除き集積所（ステーション）方式により行っている。

なお、本市における集積所数の推移及び内訳は、＜表－49＞、＜表－50＞のとおりである。

＜表－48＞

生活ごみの排出方法

種類	対 象	収集回数	排 出 方 法	
家庭ごみ	生ごみ、ゴム製品、皮製品、農薬・劇薬の空きびん、食用油（紙などにしみこませるか凝固剤で固めて）、紙おむつ（汚物は取り除く）、アイロン・ポットなど（30cm以下のもの）、ポリタンク（20Lまで）、せともの、板ガラス、コップ、電球、刃物など	週 2 回 （指定曜日） 祝休日も 収 集 （注）1	収 集 日 の 朝 8 時 30 分 ま で に 決 め ら れ た 集 積 所 に 排 出	家庭ごみ指定袋（種類：大・中・小・特小）に入れて排出する。1回に出せる量は45Lかつ10kg以下とする。（注）2 ・せともの、ガラス片、刃物などは、厚手の紙や布等で包み、他のごみと一緒に指定袋に入れ、指定袋に「危険」と明示する。
プラスチック資源	○プラスチック製容器包装 ボトル類、カップ・パック類、袋、チューブ類、トレイ類、ペットボトルなどのふた・ラベル（プラスチック製）、錠剤やカプセルなどの薬の容器包装、その他緩衝材など（♻️マークが目安） ○製品プラスチック 文具用品、おもちゃ、植木鉢、じょうろ、ハンガー、かご、バケツ、ストロー、ざる、ボウル、保存容器など（プラスチック素材 100%に限る）	週 1 回 （指定曜日） 祝休日も 収 集		プラスチック資源指定袋（種類：大・中・小）に入れて排出する。 ・魚箱などの大きい発泡スチロールは、指定袋（大）を表面に貼り付けてから、ひもで十文字にしぼって出す。
缶・びん・ペットボトル	・缶類：18L（1斗缶）以下の大きさの缶・なべ・フライパン（ホーローも含む）等の金属類、スプレー缶 ・びん類：ガラスびん（農薬・劇薬のびんや割れたびんは除く） ・ペットボトル：清涼飲料用・酒類用・しょうゆ用・めんつゆ用等の♻️PETのマークがついたペットボトル	週 1 回 （指定曜日） 祝休日も 収 集		配布される回収容器の中に直接入れる。 ・びん・ペットボトルのふたははずす。 ・缶やびん・ペットボトルは中を水で軽くすすぐ。 ・ペットボトルのラベルははがす。 ・ペットボトルはつぶす。 ・スプレー缶は使い切る。
廃乾電池類	・乾電池（ボタン電池・コイン電池含む） ・小型充電式電池（リチウムイオン電池等） ・小型充電式電池使用機器のうち電池を容易に取り外せないもの（モバイルバッテリー、加熱式たばこ等） ・蛍光管（電球型を含む） ・水銀体温計	週 1 回 （指定曜日） 祝休日も 収 集		・電池は、端子部分にテープを貼って絶縁してから、透明な袋へ入れて回収容器に入れる。 ・蛍光管は、割れないように購入時のケースか新聞紙などに包んで回収容器の脇に置く。
紙類	新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ	月 2 回 （指定曜日） 祝休日も 収 集 （注）3		種類ごとにひもで十文字にしぼって出す。 ・折込チラシは新聞紙といっしょに出す。 ・紙パックは洗って開き乾かして出す。 ・紙以外は取り除く。 ・雑誌及び雑がみは、紙袋、紙箱若しくはポリ袋に収納し、又は大きな紙で包んで排出する。

種類	対 象	収集回数	排 出 方 法
剪定枝	家庭で剪定した庭木の枝や幹。戸別収集の場合 は、下記のとおり処理したもの。 ・枝:直径 30cm 以内、長さ 80cm 以内の束にする。 ・幹:高さ 60cm 以内、直径 50cm 以内に切断する。	概ね2週間に1回 粗大ごみ受付センターに申し込み(インターネットでの受付も実施)、受付番号を記入した紙を代表の束又は幹の見やすい場所に貼り、指定された日の朝8時 30 分までに自宅前等に出す(立会 は不要)。 (注)4	
粗大ごみ	一番長い部分が概ね30cmを超え、100kg以下の耐久消費財等。家庭用電気製品(家電リサイクル法対象品・パソコンを除く)、家具、寝具類、自転車、趣味用品、50cc以下のオートバイなど。	概ね2週間に1回 粗大ごみ受付センターに申し込み(255品目はインターネットでの受付も実施)、粗大ごみの品目に応じた金額の手数料納付券をコンビニエンスストア等から購入し、粗大ごみに貼って指定された日の朝8時30分までに自宅前等に出す(立会は不要)。	
臨時ごみ	引越し、大掃除などで臨時的に多量に出るごみ (粗大ごみを含む)	各環境事業所又は許可業者へ申し込み、収集車両が入れる場所にまとめて出す(立会が必要)。	
自己搬入ごみ		市の処理施設へ直接自分でごみを持ち込む。	

- (注) 1 地域により、(月・木)、(火・金)、(水・土)
2 ポリバケツ (ふた付きで45L以下のものに限る。) やコンテナボックスを利用する際も指定袋を使用して排出
3 地域により、月の1・3回目又は月の2・4回目の指定曜日
4 枝は、家庭ごみとして集積所に1回1束まで出すことも可能。また、枝・幹は事前申込みのうえ、指定の処理施設へ直接自分で持ち込むことも可能

<表-49>

ごみ集積所(ステーション)数の推移

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
人 口 (人)	1,097,196	1,097,237	1,099,239	1,097,814	1,096,168
世 帯 数 (世帯)	523,620	531,764	539,705	544,894	550,922
集 積 所 数 (か所)	22,874	23,192	23,599	24,067	24,618

(注) 集積所数は各年度3月31日現在、人口及び世帯数は10月1日現在

<表-50>

ごみ集積所(ステーション)の内訳

(令和7年3月31日現在)

区分 \ 区名	青 葉 区	宮城野区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計
帰属(市所有)	819	331	244	546	1,297	3,237
共 同 住 宅	3,501	2,775	1,919	2,504	1,359	12,058
コンテナBOX設置	(70)	(31)	(24)	(31)	0	(156)
空 地	1,134	418	468	874	301	3,195
公 園	15	7	14	18	10	64
道 路 上	1,509	897	562	995	498	4,461
歩 道 上	598	267	407	257	74	1,603
合 計	7,576	4,695	3,614	5,194	3,539	24,618

(2) 事業ごみ

本市においては、昭和44年8月に、事業ごみ（一般廃棄物）の収集を市の直営から切り離し、排出事業者自らの責任において適正に処理することとした。これにより、事業者は自己処理又は処理施設へ自ら搬入する、若しくは許可業者に収集運搬を委託することになった。

許可業者に対しては分別収集徹底等の指導や搬入先の指示を行うとともに、事業者に対しても適正な料金の負担や分別排出等についての指導を行っている。

また、事業ごみ等を市処理施設に搬入する際の処分手数料の改定を平成30年4月に実施した。

<表－51>

事業ごみの処理形態

区 分		排出方法
許可業者に収集を依頼するとき	地区毎に担当する収集運搬業者（4社） 一定要件を充たす場合は、その他の収集運搬業者（5社）も可	可燃ごみ 不燃ごみ 缶・びん ペットボトル 紙類 に分別してから排出
自分で直接ごみを持ち込むとき		各処理施設の搬入遵守事項、受入基準による

（注）一定要件とは、資源ごみを除くごみの排出量が、月平均3 t以上の見込みのある事業用大規模建築物の所有者等又は多量排出事業者。

(3) 犬猫等の死体処理

本市においては、犬・猫等の動物の死体を、定日収集生活ごみとは別に収集し、処分している。

処理については、市民からの申し込みにより戸別に収集したもの、市民が直接施設に搬入したものと及び飼い主が不明なもの等をペット斎場において焼却し、希望者には焼却後の遺骨の引き渡しを行っている。なお、遺骨引き渡しを希望しない場合や飼い主不明の動物の焼却後の遺骨は、一部を仙台市愛玩動物納骨堂に納め、残りは石積埋立処分場に埋め立てている。犬猫等死体処理頭数の推移は、<表－52>のとおりである。

<表－52>

犬猫等死体処理頭数

（単位：頭）

項目	年度	R2	R3	R4	R5	R6
総 処 理 頭 数 （ 対 前 年 度 比 ）		9,116 －2.5%	8,737 －4.2%	8,520 －2.5%	8,149 －4.4%	7,525 －7.7%
内 訳	一 頭 焼 却 炉 処 理 頭 数	2,721	2,697	2,676	2,487	2,558
	複 数 頭 焼 却 炉 処 理 頭 数	6,395	6,040	5,844	5,662	4,967
	有 料	5,071	5,129	4,957	4,520	4,508
	無 料	4,045	3,608	3,563	3,629	3,017

（注）焼却された犬猫等の死体は、本市のごみ処理量には含まれていない。

(4) その他

ピアノ、自動車、50ccを超えるオートバイ、タイヤ、消火器、ガスボンベ等については、排出禁止物に指定（資料9参照）し、排出者が販売店等での引取り又は専門業者による有料での処理を依頼するこ

ととしている。

また、平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の対象品目を、平成15年10月から家庭用パソコン（資源有効利用促進法）を排出禁止物に指定し、排出者が再商品化料金及び収集運搬料金を負担のうえ、メーカー及び販売店又は許可業者に収集運搬を依頼することにした。

まちぐるみ清掃等により発生した地域清掃ごみは、無料配布する「地域清掃ごみ袋」に入れて集積所へ排出されたものを家庭ごみ等と合わせて収集するか、担当環境事業所による直接収集により、本市が処理を行うが、道路管理者による清掃に伴う土砂などについては、各管理者が処理することとしている。

3 処 分

(1) 処分の形態

本市のごみの処分の形態は、おおむね<図-12>のとおりとなっている。

家庭ごみと事業ごみのうち可燃ごみは焼却工場で焼却し、埋立処分している。

プラスチック資源及び缶・びん・ペットボトルについては、資源化施設において選別し、資源化している。

廃乾電池類については、缶・びん・ペットボトルとともに資源化施設で選別した後に、資源化業者によりリサイクルされている。

紙類（新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ）及び剪定枝（家庭で剪定した庭木の枝・幹）については、それぞれ資源化業者によりリサイクルされている。

粗大ごみは、破碎後資源化できる鉄類を選別し回収した後、可燃物は焼却処分し、不燃物は埋立処分している。なお、粗大ごみの中で、再使用可能なもの（排出者の申出のあったもの）は、リサイクルプラザで補修し、抽選で希望する市民に提供している。

粗大ごみ又は臨時ごみとして排出されるごみのうちスプリングマットレスについては、今泉工場においてスプリングは資源化し、可燃物は焼却している。

事業ごみのうちの不燃ごみは、埋立処分している。

<図-12>

ごみの処分形態



<表-53>

ごみ処分量の推移

項目 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
人口（各年10月1日現在）		1,097,196人	1,097,237人	1,099,239人	1,097,814人	1,096,168人
ごみ総量		363,336 t	361,199 t	358,583 t	342,301 t	335,867 t
処分の内訳	焼却 （対前年度比）	314,499 t -3.5%	312,684 t -0.6%	311,392 t -0.4%	296,380 t -4.8%	291,177 t -1.8%
	埋立 （対前年度比）	4,064 t +5.4%	3,616 t -11.0%	3,435 t -5.0%	3,234 t -5.9%	3,006 t -7.1%
	資源化 （対前年度比）	44,773 t +2.9%	44,899 t +0.3%	43,756 t -2.5%	42,687 t -2.4%	41,684 t -2.3%

<表-54>

資源化施設への搬入量の推移

項目 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
搬入量 （対前年度比）		50,082 t +3.6%	50,357 t +0.5%	49,355 t -2.0%	48,643 t -1.4%	47,810 t -1.7%
搬入の内訳	生活ごみ （対前年度比）	47,088 t +5.2%	47,111 t +0.0%	46,024 t -2.3%	46,274 t +0.5%	45,416 t -1.9%
	許可業者 （対前年度比）	2,946 t -17.0%	3,199 t +8.6%	3,276 t +2.4%	2,307 t -29.6%	2,335 t +1.2%
	自己搬入 （対前年度比）	48 t +26.3%	47 t -2.1%	55 t +17.0%	62 t +12.7%	59 t -4.8%
資源化処理施設内訳	松森資源化センター （対前年度比）	8,301 t -2.4%	8,947 t +7.8%	8,799 t -1.7%	8,776 t -0.3%	8,776 t +0.0%
	葛岡資源化センター （対前年度比）	13,926 t +10.2%	13,268 t -4.7%	13,088 t -1.4%	12,643 t -3.4%	12,300 t -2.7%
	J & T 環境（株） （対前年度比）	13,181 t +4.5%	13,162 t -0.1%	12,860 t -2.3%	14,261 t +10.9%	13,932 t -2.3%
	堆肥化センター （対前年度比）	946 t +11.2%	1,129 t +19.3%	1,072 t -5.0%	0 t —	0 t —
	仙台清掃公社再資源化工場 （対前年度比）	1,727 t -21.9%	1,816 t +5.2%	1,953 t +7.5%	2,034 t +4.1%	2,050 t +0.8%
	資源化業者（紙類） （対前年度比）	11,842 t +4.4%	11,806 t -0.3%	11,403 t -3.4%	10,783 t -5.4%	10,589 t -1.8%
	資源化業者（剪定枝） （対前年度比）	159 t -18.0%	229 t +44.0%	180 t -21.4%	146 t -18.9%	163 t +11.6%
処分の内訳	資源化	42,503 t	42,739 t	41,713 t	40,876 t	39,900 t
	焼却（可燃残渣）	5,786 t	5,952 t	6,065 t	6,245 t	6,429 t
	埋立（不燃残渣）	1,793 t	1,666 t	1,577 t	1,522 t	1,481 t

（注）堆肥化センターは、令和4年度末で受入を停止している。

<表-55>

破碎処理施設への搬入量の推移

項目 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
搬入量 (対前年度比)		32,361 t +5.4%	31,016 t -4.2%	31,454 t +1.4%	28,778 t -8.5%	28,067 t -2.5%
搬入の内訳	生活ごみ (対前年度比)	4,578 t +4.3%	4,609 t +0.7%	4,476 t -2.9%	3,960 t -11.5%	3,909 t -1.3%
	許可業者 (対前年度比)	2,504 t -14.4%	2,387 t -4.7%	2,397 t +0.4%	2,272 t -5.2%	2,045 t -10.0%
	自己搬入 (対前年度比)	25,279 t +8.1%	24,020 t -5.0%	24,581 t +2.3%	22,546 t -8.3%	22,113 t -1.9%
施設内訳	今泉粗大ごみ処理施設 (対前年度比)	11,822 t -7.8%	13,652 t +15.5%	14,314 t +4.8%	12,898 t -9.9%	12,581 t -2.5%
	葛岡粗大ごみ処理施設 (対前年度比)	20,508 t +15.0%	17,341 t -15.4%	17,115 t -1.3%	15,860 t -7.3%	15,469 t -2.5%
	リサイクルプラザ	31 t	23 t	25 t	20 t	17 t
処分の内訳	焼却	29,681 t	28,693 t	29,160 t	26,660 t	26,040 t
	埋立	410 t	163 t	251 t	307 t	243 t
	資源化	2,270 t	2,160 t	2,043 t	1,811 t	1,784 t

<表-56>

焼却処理施設への搬入量の推移

項目 \ 年度			R2	R3	R4	R5	R6
搬入量 (対前年度比)			314,499 t －3.5%	312,684 t －0.6%	311,392 t －0.4%	296,380 t －4.8%	291,177 t －1.8%
搬入の内訳	直接焼却	生活ごみ (対前年度比)	188,921 t ＋2.1%	186,323 t －1.4%	182,092 t －2.3%	170,718 t －6.2%	166,969 t －2.2%
		許可業者 (対前年度比)	80,989 t －17.3%	82,742 t ＋2.2%	84,587 t ＋2.2%	84,155 t －0.5%	82,485 t －2.0%
		自己搬入 (対前年度比)	9,122 t －3.2%	8,974 t －1.6%	9,488 t ＋5.7%	8,602 t －9.3%	9,254 t ＋7.6%
		計 (対前年度比)	279,032 t －4.6%	278,039 t －0.4%	276,167 t －0.7%	263,475 t －4.6%	258,708 t －1.8%
	粗大ごみ可燃残渣 (対前年度比)		29,681 t ＋5.1%	28,693 t －3.3%	29,160 t ＋1.6%	26,660 t －8.6%	26,040 t －2.3%
	資源可燃残渣 (対前年度比)		5,786 t ＋7.2%	5,952 t ＋2.9%	6,065 t ＋1.9%	6,245 t ＋3.0%	6,429 t ＋2.9%
	焼却施設内訳	今泉工場 (対前年度比)		60,298 t －23.3%	82,497 t ＋36.8%	93,645 t ＋13.5%	83,851 t －10.5%
葛岡工場 (対前年度比)		125,824 t ＋4.6%	111,899 t －11.1%	124,121 t ＋10.9%	114,833 t －7.5%	115,834 t ＋0.9%	
松森工場 (対前年度比)		128,377 t ＋1.0%	118,288 t －7.9%	93,626 t －20.8%	97,696 t ＋4.3%	93,725 t －4.1%	
富谷市搬入分 (処理量に含まず)			15,584 t	15,450 t	15,232 t	14,404 t	14,329 t

- (注) 1 粗大ごみ可燃残渣：粗大ごみ処理施設から排出される可燃ごみ
2 資源可燃残渣：資源化施設から排出される可燃ごみ
3 平成17年度より富谷市のごみ処理を仙台市で受託

<表-57>

埋立処分場への搬入量の推移

項目 \ 年度			R2	R3	R4	R5	R6
石積埋立処分場搬入量 (対前年度比)			49,993 t －3.2%	47,379 t －5.2%	48,637 t ＋2.7%	43,341 t －10.9%	42,444 t －2.1%
搬入 の 内 訳	直 接 埋 立	生 活 ご み (対前年度比)	60 t ＋11.1%	64 t ＋6.7%	53 t －17.2%	46 t －13.2%	43 t －6.5%
		許 可 業 者 (対前年度比)	286 t －33.5%	286 t ＋0.0%	316 t ＋10.5%	297 t －6.0%	250 t －15.8%
		自 己 搬 入 (対前年度比)	1,515 t ＋4.6%	1,437 t －5.1%	1,238 t －13.8%	1,062 t －14.2%	989 t －6.9%
		計 (対前年度比)	1,861 t －3.7%	1,787 t －4.0%	1,607 t －10.1%	1,405 t －12.6%	1,282 t －8.8%
	粗大ごみ不燃残渣 (対前年度比)		410 t ＋129.1%	163 t －60.2%	251 t ＋54.0%	307 t ＋22.3%	243 t －20.8%
	資源不燃残渣 (対前年度比)		1,793 t ＋2.8%	1,666 t －7.1%	1,577 t －5.3%	1,522 t －3.5%	1,481 t －2.7%
	焼 却 灰 排 出 内 訳	今 泉 工 場 (対前年度比)	7,915 t －25.2%	10,449 t ＋32.0%	11,711 t ＋12.1%	10,197 t －12.9%	9,893 t －3.0%
		葛 岡 工 場 (対前年度比)	17,013 t －2.2%	15,125 t －11.1%	17,410 t ＋15.1%	14,657 t －15.8%	15,628 t ＋6.6%
		松 森 工 場 (対前年度比)	21,001 t ＋5.9%	18,189 t －13.4%	16,081 t －11.6%	15,253 t －5.1%	13,917 t －8.8%
		計 (対前年度比)	45,929 t －3.9%	43,763 t －4.7%	45,202 t ＋3.3%	40,107 t －11.3%	39,438 t －1.7%
そ の 他 (対前年度比) (処理量に含まず)			265 t ＋6.9%	296 t ＋11.7%	341 t ＋15.2%	250 t －26.7%	274 t ＋9.6%

(注) 1 その他は富谷市搬入分、し尿処理施設等から出る汚泥等を計上している。

2 平成17年度より富谷市のごみ処理を仙台市で受託

3 焼却灰には、工場搬入がれき由来のものを含む。

(2) 家庭ごみの性状

① 焼却される家庭ごみの物理的組成

今泉工場・葛岡工場・松森工場に搬入された家庭ごみの物理的組成平均値は＜表－58＞のとおりである。

＜表－58＞

焼却される家庭ごみの物理的組成

(単位：％)

年 度 項 目		乾ベース					湿ベース				
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
不燃物	ガラス類	0.7	1.2	0.7	0.9	0.8	0.4	0.7	0.4	0.5	0.4
	陶器・石類	0.3	0.2	0.7	0.4	0.5	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3
	金属類	1.1	1.7	1.1	1.2	1.0	0.7	1.0	0.7	0.7	0.6
	小計	2.1	3.1	2.5	2.5	2.3	1.2	1.8	1.5	1.4	1.3
可燃物	ゴム・皮革類	1.8	1.8	1.9	2.7	2.3	1.0	1.0	1.1	1.7	1.4
	プラスチック類	21.6	23.0	23.0	19.9	22.5	15.2	16.3	16.4	14.0	15.6
	厨芥類	13.3	15.3	13.3	13.5	13.2	30.0	34.5	30.7	29.8	29.7
	木類	5.0	2.3	3.4	3.0	2.4	5.8	2.3	3.8	3.6	2.8
	紙類	42.9	41.3	43.3	41.5	44.6	38.3	35.2	37.4	37.7	40.2
	布類	11.7	11.4	10.3	15.6	10.6	7.4	7.6	7.0	10.7	7.5
	小計	96.3	95.1	95.2	96.2	95.6	97.7	96.9	96.4	97.5	97.2
雑物類		1.6	1.8	2.3	1.3	2.1	1.1	1.3	2.1	1.1	1.5
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 乾ベースとは、分析対象ごみを乾燥器により、一定温度で乾燥させ水分を取り除いたごみについての分析をいい、湿ベースとは、採取した直後のごみについての分析をいう。

② 焼却される家庭ごみの化学的組成

今泉工場・葛岡工場・松森工場に搬入された家庭ごみの化学的組成平均値は＜表－59＞のとおりである。

＜表－59＞

焼却される家庭ごみの化学的組成

年 度 項 目		R2	R3	R4	R5	R6
見 掛 比 重 (t/m ³)		0.12	0.11	0.10	0.10	0.10
三成分	水分 (%)	45.71	46.14	43.87	43.80	44.41
	可燃分 (%)	48.24	47.75	49.58	50.34	49.56
	不燃分 (%)	6.05	6.11	6.55	5.86	6.03
可燃分の元素分析	炭素 (%)	26.01	26.65	27.58	27.70	27.66
	水素 (%)	3.84	3.81	3.94	4.03	4.02
	窒素 (%)	0.50	0.48	0.35	0.51	0.37
	塩素 (%)	0.19	0.11	0.20	0.15	0.14
	硫黄 (%)	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01
	酸素及びその他 (%)	17.68	16.69	17.50	17.94	17.36
発熱量	低 位	(kJ/kg)	9,500	9,740	9,980	9,830
		(kcal/kg)	2,270	2,330	2,380	2,350
	高 位	(kJ/kg)	11,510	11,750	11,980	11,800
		(kcal/kg)	2,750	2,810	2,860	2,830

4 ごみ処理の指導等

本市では、生活環境の清潔保持やごみの適正処理のため、市民や事業者に対して各区の環境事業所が生活ごみ及び事業ごみの分別・排出方法に関する指導やごみ集積所の調査・指導等を行っている。

(1) ごみ集積施設の設置指導

「仙台市開発指導要綱」又は「ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の建築物の建設や宅地の造成事業等を行う者に対し、ごみ集積施設を設置するよう指導している。

【指導対象】

- ・ 仙台市開発指導要綱：1,000㎡以上の開発行為を行う者
- ・ ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱：次の①～③に掲げる規模の建築物の建設事業又は当該建築物の敷地となる宅地等の造成事業を実施しようとする者（仙台市開発指導要綱の適用対象事業を除く） ①10戸以上の戸建住宅 ②4戸以上の共同住宅等 ③延床面積1,000㎡以上の事業所

(2) 家庭ごみの不適正排出の指導等

家庭ごみ集積所への不適正排出に対する処理指導を行っている。

令和6年度は、558点の排出禁止物（市で処理できない家電4品目・パソコン・タイヤ・消火器等）（資料9参照）がごみ集積所等に排出された。これらについては、収集できない旨を表示したシールを貼付し、排出者の責任において、販売店や処理業者などに連絡し処理するよう指導している。

(3) 「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」の実施

平成26年度からごみ減量キャンペーンの取り組みの一環として、「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」を実施している。これは、町内会等が管理するごみ集積所について、出されたごみがきちんと分別されているか、排出ルールが守られているか、清潔に保たれているかなどを環境局職員が診断し、結果が良好なごみ集積所に認定証を交付するもので、令和6年度は16町内会から応募があり、30か所の集積所を「五つ星☆集積所」として認定した。

(4) 事業ごみの適正処理の指導

平成25年度から市内3か所の焼却施設で、収集運搬許可業者が搬入するごみをピットの前に広げて展開検査を実施していたが、平成29年度に3か所の焼却施設に搬入物検査装置を設置し、平成30年2月から専任の検査員が装置を使用して事業ごみの検査を行い、より排出実態を踏まえた指導啓発を行っている（令和6年度3,356車両）。資源物や産業廃棄物の混入が認められる場合に、収集運搬許可業者に指導を行うとともに、搬入禁止物の混入が著しい排出事業者には、訪問指導等を行う。令和6年度は延べ181件の訪問指導を行い、郵送等による文書指導や電話指導も含め、計350件の指導を行った。

事業用大規模建築物所有者及び多量排出事業者（以下、「大規模事業者等」という。）に対しては、定期的な立入調査を実施し、ごみ処理の状況等を確認している。

また、平成27年度からは事業者からの申し込みを受け、事業所を訪問し「事業ごみの分け方・出し方」を説明する出前講座を実施している（令和6年度7事業所・7回開催）。

(5) 広報リーフレットの配布・PR

ごみ排出ルールの周知については、市政だよりへの啓発記事の掲載をはじめ、ホームページにより随

時更新された情報を公開している。また次のような各種印刷物及び動画を随時市民・事業者に配布・公開し、指導・啓発に努めている。令和5年4月からの製品プラスチック分別収集開始にあたっては、啓発リーフレットを全戸配布したほか、「資源とごみの分け方・出し方」の改訂を行った。

- ・「資源とごみの分け方・出し方」（保存版、外国語版、点字・音声版）
- ・「引越しの手引き」
- ・「ごみの出し方のルール知っていますか？（DVD）」（やさしい日本語版・外国語版）
- ・「事業ごみの分け方・出し方」（やさしい日本語・外国語版〔韓国語除く〕）
- ・「産業廃棄物の適正処理のために」

※外国語版は、特に記載のないものは英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語の5種を作成

さらに、町内会等を対象とした出前講座の開催、小学校を対象としたゲストティーチャーの派遣のほか、3月から4月の引越・入学シーズンには、各区役所でのちらし等の配布や、大学・専門学校等での新入生や外国人学生を対象とした「ごみの出し方説明会」を行うなど、生活ごみの分け方・出し方について周知を図っている。

(6) 地域ごみ出し支援活動促進事業

「高齢や障害等により集積所へのごみ出しが難しい世帯がある」との市民の声に応えるため、平成30年10月から、地域ごみ出し支援活動の実施団体が、支援を求めている世帯のごみ出し支援活動を実施する場合に、支援活動の実施回数に応じて年2回、実施団体に対して奨励金を交付する事業を開始した。実施団体は登録制をとっており、令和6年度は59団体が登録している。

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金の算定基準

- ① 家庭ごみ等：1回あたり140円/世帯 ② 粗大ごみ等：1回あたり280円/世帯

※ 半期分奨励金は1団体100,000円を上限としている。

<表-60>

地域ごみ出し支援活動促進事業実績

	活動団体数	支援世帯数	支援回数		交付金額 (円)
			家庭	粗大ごみ等	
R 元	12	21	1,436		200,180
R2	16	63	3,796		531,440
R3	18	74	5,355		737,100
R4	30	104	6,787	3	939,120
R5	29	98	6,429		900,060
R6	27	108	7,290		1,020,600

5 クリーン仙台推進員制度

ごみ減量・リサイクルの推進や地域環境美化などの課題に地域で取り組むリーダーを育成するため、平成4年度からモデル事業として始まり、平成7年8月には「クリーン仙台推進員設置要綱」を制定し、事業として制度化した。また、平成17年度よりクリーン仙台推進員の活動に協力していただくことを目的にクリーン仙台推進員協力者（クリーンメイト）制度を設けた。クリーン仙台推進員及びクリーンメイトは、町内会等からの推薦に基づき委嘱することとしている。

なお、平成20年10月の家庭ごみ等有料化開始により、不法投棄・不適正排出の増加をはじめ、ごみ減量・リサイクルの促進に関して地域レベルで取り組む課題が多くなることが懸念されたことから、平成20年3月に同要綱の一部改正により推進員推薦枠を拡充し、推進員の大幅な増員を図った。また、平成27年3月に、「クリーン仙台推進員永年勤続表彰要綱」を制定し、推進員を継続して10年以上務めた方に感謝状を贈呈することとした。

クリーン仙台推進員及びクリーンメイトは各地域の実情に応じて、ごみの適正排出及び分別の推進、ごみの減量・リサイクル、環境意識の普及啓発、不法投棄の巡視、地域環境美化などに関して、市と連携を図りながら主体的に活動している。

本市では、研修会や施設見学会などを開催し、推進員等の育成を図っている。また、推進員相互の連携づくりと情報の共有を目的とした「仙台メビウス通信」（年4回）や、制度の概要や推進員の活動事例などを掲載した「活動の手引き」（2年ごと）を作成、配布し、その活動を支援している。

<表-61>

推進員の委嘱状況

（令和7年4月1日現在）（人）

区 名	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	合 計
クリーン仙台推進員	575	410	370	496	412	2,263
クリーンメイト	351	243	211	275	231	1,311

（各年4月1日現在）（人）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
クリーン仙台推進員	2,497	2,418	2,438	2,297	2,263
クリーンメイト	1,706	1,533	1,424	1,320	1,311

6 災害廃棄物対策

東日本大震災の経験や近年の水害等を踏まえ、令和2年3月に「仙台市災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、具体のマニュアルを整備するなど、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう体制の確保に努めている。

令和6年度は前年度から引き続き能登半島地震の被災地へ応援職員を派遣し、災害廃棄物の収集運搬のマネジメント支援、被災家屋の公費解体に係るマネジメント支援等を実施したほか、7月の大雨により甚大な被害を受けた山形県鮭川村に応援職員を派遣し、被災家屋の公費解体に係る工事管理等マネジメント支援を行った。

また、その経験を踏まえ、各チームで協議し、災害廃棄物の迅速な処理に向け、災害廃棄物処理実施マニュアルの一部改訂を行った。

第2節 ごみの減量・資源化等

1 概況

本市では、平成11年度から「100万人のごみ減量大作戦」キャンペーンを開始した。平成14年度にキャンペーンキャラクター“ワケルくん”が登場、その後セツコさんやワケミちゃんなどの“ワケルくんファミリー”が本市のごみ減量・リサイクルのイメージキャラクターとして市民に広く定着している。

また、生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業などの排出抑制に係る制度や、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の資源化事業、集団資源回収事業などに取り組むとともに、事業用大規模建築物所有者等への指導等を実施してきた。特に、焼却される家庭ごみへの混入が多い紙類の分別・リサイクル推進を図るため、集団資源回収実施団体への支援や、公共施設等への資源回収庫の設置、民間事業者の協力による紙類回収ステーションの開設を行っている。

さらに、平成20年10月にはさらなるごみ減量・リサイクル推進と、ごみの排出量に応じた負担の適正化を図るため、家庭ごみ等の有料化を導入するとともに、月2回の紙類定期回収を開始した。事業ごみの減量・リサイクル促進に向けては、平成15年9月に環境事業所へ事業系紙類回収庫を整備し、平成17年4月から再生可能な事業系紙類の焼却施設への搬入を全面禁止とした。

こうした取り組みにより、平成21年度にはごみ排出量が大幅に減少したが、平成23年の東日本大震災の発生により、ごみ排出量が急増し、家庭ごみへの資源物混入率が約5割まで上昇したことから、平成26年度に「緊急分別宣言!!」、平成27年度に「続・緊急分別宣言!!」と題したキャンペーンを実施し、資源物の分別徹底の取り組みを進めた。特に、「雑がみ」の混入が多いことから、啓発用雑がみ回収袋の配布や、雑がみ回収ロゴマークの紙製買物袋への印刷を事業者働きかけ、雑がみ分別の啓発を行った。

また、平成28年度から「ワケアップ! 仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンを開始し、学生による資源分別プロジェクトチーム「ワケアップキャンパス」による情報発信やイベントでの啓発活動を実施しているほか、平成30年度から家庭ごみとして排出され焼却されている剪定枝や防水加工等が施された紙製容器包装を資源化する取り組みとして、家庭系剪定枝資源化事業や紙製容器包装分別拠点回収事業を実施し、一層のごみ減量・リサイクル推進に取り組んでいる。

食べ残しや手つかず食品などが本来は食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」の削減に向けては、平成29年度に食の3R推進サイト「モッタイナイキッチン」を開設したほか、平成30年度からは市の施設等に食品を回収するボックスを設置し、家庭での余剰食品の有効活用を図るフードドライブを実施している。さらに、食品ロス削減の先導役である「せんだい食エコリーダー」による講座やセミナーを開催するなど、市民協働による取り組みを進めている。また、事業系食品ロスの削減に向けては、小売店等から生じる消費期限間近の食品を消費者に割引いて提供するマッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」を令和4年度から開始している。

世界的に喫緊の課題であるプラスチック資源循環の推進に向けては、他の政令市に先駆け令和5年度より、従来のプラスチック製容器包装に加え、ハンガー等の製品プラスチックの分別収集を全市域で実施している。また、株式会社伊藤園及びティーエムパック株式会社との連携協定に基づき、令和4年度より家庭から収集した使用済みペットボトルを約1億本のペットボトルへと水平リサイクルして循環利用する取り組みを開始している。

事業ごみについては、平成29年度に搬入物検査装置を3か所の焼却施設に設置し、専任の検査員により

装置を使用した事業ごみの内容物検査を行い、搬入禁止物の混入を調査しており、搬入禁止物の排出者が特定された場合は訪問し、適正排出指導を行っている。また、事業ごみ等を市処理施設に搬入する際の処分手数料について、平成30年4月に引き上げ改定を行い、費用負担の適正化と減量・リサイクルの取り組みの強化を行った。

2 仙台市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月に策定した仙台市一般廃棄物処理基本計画は、計画期間を令和3年度から12年度とし、「“杜の都の資源”を次の世代へ、持続可能な資源循環都市をめざして」の考え方のもと、基本目標を以下のように設定するとともに、喫緊の課題であるプラスチック資源循環や食品ロス削減に重点的に取り組み、ごみ減量・リサイクルを一層推進することとしている。

<表-62>

計画の基本目標及び令和6年度実績

	R元 基準値	R5 実績値	R6		R7 中間目標	R12 最終目標
			実績値	前年度比		
①ごみ総量	37.3万 t	342,301 t	335,867 t	-1.9%	35万 t	33万 t
生活ごみ量	23.4万 t	220,998 t	216,337 t	-2.1%	22万 t	21万 t
事業ごみ量	13.9万 t	121,303 t	119,530 t	-1.5%	13万 t	12万 t
②最終処分量	5.2万 t	43,341 t	42,444 t	-2.1%	4.9万 t	4.6万 t
③1人1日当たりの家庭ごみ排出量	463 g	424 g	417 g	-7 g	430 g	400 g
④家庭ごみに占める資源物の割合	(45.7%) 42.5%	45.7% (43.4%)	45.5% (43.0%)	-0.2pt -0.4pt	35%	30%

(注) 製品プラスチックを令和5年度より資源として回収しているため、令和元年度の製品プラスチックを含む数値(上段)並びに令和5、6年度の製品プラスチックを含まない数値(下段)は参考値。

基本方針と施策の体系

- ◎ **基本方針1** 発生抑制を中心とした3Rの推進
 - 施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環
 - 施策2 ごみの適正排出と分別の推進
- ◎ **基本方針2** わかりやすい情報発信と行動する人づくり
 - 施策3 きめ細かな広報・排出ルール of 周知徹底
 - 施策4 社会環境の変化への対応
 - 施策5 環境美化の推進
- ◎ **基本方針3** 安全安心かつ安定的な処理体制の確保
 - 施策6 ごみの適正処理体制の確立
 - 施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

令和6年度のごみ総量は、前年度に比べて1.9%減の335,867tとなった。

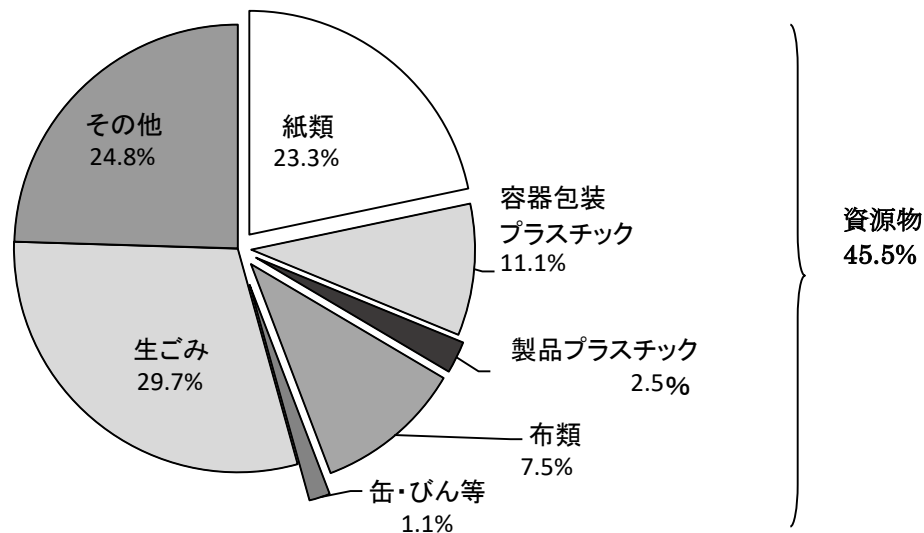
内訳では、生活ごみが前年度比で2.1%、事業ごみが1.5%減少している。

最終処分量は、前年度に比べて2.1%減の42,444tとなっている。

1人1日当たりの家庭ごみ排出量は417gとなり、前年度に比べて7g減少した。一方、家庭ごみに占める資源物の割合は前年度に比べて0.2%減の45.5%となっている。＜図-13＞のとおり、家庭ごみの中には、紙類やプラスチックなどの資源物が多く含まれており、目標達成に向けては、さらなる分別徹底に向けた取り組みを推進する必要がある。

＜図-13＞

家庭ごみに占める資源物の割合（令和6年度）



（注）各清掃工場で月に1度実施している家庭ごみの物理組成調査（湿ベース）に基づく。

3 家庭ごみ等受益者負担制度（有料化）

（1）導入までの経緯

平成18年4月 廃棄物対策審議会に「ごみ処理費用の負担のあり方」について具体的検討を依頼

平成19年6月 廃棄物対策審議会より、意見書「定日収集生活ごみの処理費用の負担のあり方とごみ減量・適正処理施策の推進方向について」を市長に提出

10月 仙台市議会において家庭ごみ等受益者負担制度導入に係る条例改正案が可決

平成20年2月 全町内会対象の市民説明会を開始（9月末まで、広報・説明会等実績 208,025人、3,627団体）

10月 有料化導入、地域協力員延べ9,458人、市職員延べ5,162人による早朝巡回指導を実施

（2）ごみ処理手数料の負担方法

平成20年10月1日より指定袋による受益者負担制度（有料化）を導入しており、対象は「家庭ごみ」及び「プラスチック資源」としている。袋の価格（手数料）は＜表-63＞のとおり。（10枚セットで販売）

<表－63>

指定袋のサイズと価格

袋の種類及び価格（１枚当たり）	大袋	中袋	小袋	特小袋
家庭ごみ	40円(45L)	27 円(30L)	18円(20L)	9 円(10L)
プラスチック資源	25円(45L)	16 円(30L)	8円(15L)	—

(3) ごみ処理手数料の減免制度

ボランティア活動支援、育児・介護支援等の観点から、以下の場合について、指定袋以外の方法での排出を認める、あるいは指定袋を一定枚数配布することで減免の取り扱いを行っている。

ボランティア団体、町内会等が地域清掃活動で集めたごみ …地域清掃ごみ袋を使用して排出（随時）

指定袋に入れて排出するのが困難な庭木の剪定枝 …直径30cm以内・長さ80cm以内に束ねて排出（１回に１束まで）

満１歳までの乳児の養育者 …申請により家庭ごみ指定袋(中)50枚を配布（１回のみ）

紙おむつ（介護用・障害者用）支給サービス対象者等 …申請により家庭ごみ指定袋(中)50枚を配布（年１回）

(4) 手数料収入額と使途

指定袋による手数料収入は、ごみの排出抑制や、紙類、缶・びん・ペットボトル、プラスチック資源等のリサイクル費用に充当している。収入額及び使途は<表－64>のとおりである。

<表－64>

指定袋による手数料収入の使途

(単位：百万円)

年度 使途	R2	R3	R4	R5	R6
指定袋製造・保管配送	594	583	774	598	614
缶びん等・プラスチック資源選別	559	596	437	577	528
3R推進 (ごみ減量に係る啓発、紙類リサイクル推進等)	418	431	396	369	395
合 計	1,571	1,610	1,607	1,544	1,537

4 生ごみの減量・食品ロス削減

(1) 生ごみ堆肥化容器購入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進し、ごみの減量・リサイクルに対する市民意識の向上を図ることを目的として、平成４年６月から屋外設置型の容器を対象とした購入費補助事業を開始した。平成11年６月からは、屋内設置型の容器を補助対象に加えた。

補助の内容は、１基につき2,000円で１世帯あたり２基までとしている。

<表－65>

生ごみ堆肥化容器の補助状況

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
購入世帯数（世帯）	１ 基	86	86	91	75	60
	２ 基	43	44	47	44	19
	合 計	129	130	138	119	79
補 助 基 数 （ 基 ）		172	174	185	163	98

(2) 家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助事業

平成12年2月から、家庭用電気式生ごみ処理機の購入費補助事業を実施している。補助の内容は、1世帯に対して1台、補助金の額は、消費税を含む購入金額の2分の1（上限25,000円）としていたが、平成20年度からは、補助割合を購入金額の5分の3、上限金額を30,000円に拡充している。

<表-66>

電気式生ごみ処理機の補助状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
補助台数（台）	312	392	292	454	379

(3) 事業系生ごみ処理機等設置補助

平成29年度から、事業系の一般廃棄物に当たる生ごみの減量、資源化を目的に生ごみ処理機を導入する事業者への補助制度（200万円を上限に対象経費の2/3を補助）を実施している。平成29年度は4件、平成30年度から令和3年度及び令和6年度は各1件の補助を行った。

(4) 生ごみリサイクル関連講座の実施

① 生ごみ減量・リサイクル実践講座（個人向け）

生ごみを資源としてリサイクルすることの意識向上や生ごみ堆肥化容器購入後のフォローアップと補助事業の普及拡大を図るため、平成13年度から仙台生ごみリサイクルネットワークと連携し、補助対象者や生ごみの減量・リサイクルに関心のある市民向けに、「生ごみリサイクル実践講座」を実施している。

平成15年度に家庭用電気式生ごみ処理機による堆肥化方法、平成16年度に家庭で手軽に取り組める生ごみ堆肥化方法として、腐葉土・米ぬか等を利用するダンボール式堆肥化方法も加えるなど、様々な生ごみリサイクル方法を紹介している。平成25年度から講座の名称を「生ごみ減量・リサイクル実践講座」へ変更し、これまでの内容に加え、生ごみ減量のコツなども紹介している。

② 生ごみリサイクル出前講座（地域団体向け）

平成17年度から、地域ぐるみでの取り組みを推進するため、町内会等に出向いて「ダンボール式生ごみリサイクル出前講座」を実施。令和3年度からは、新たに「コンポスター式生ごみリサイクル出前講座」も開始した。

(5) 乾燥生ごみと野菜の交換事業

平成15年11月に電気式生ごみ処理機補助対象者に行ったアンケート調査において、回答者の約1割が、堆肥として利用可能な電気式生ごみ処理機で生成された乾燥生ごみの回収を希望していたことを受けて、NPOの「朝市夕市ネットワーク」が自主的に実施していた乾燥生ごみと野菜の交換の取り組みを本市が中心となって実施することとし、併せて各区野菜市実施団体への呼びかけを行い、平成16年4月から全区の野菜市会場で開始した。同年6月からは各環境事業所でも受付を開始し、野菜市での野菜交換券等を発行した。

さらに、平成20年5月から回収拠点を現在の家庭ごみ減量課、市内10か所の市民センター（落合・柏木・水の森・高砂・幸町・若林・八本松・茂庭台・松陵・寺岡）に拡充するとともに、ごみ減量・リサ

イクルグッズと交換できる「スタンプカード制度」を導入した。回収された乾燥生ごみは、各区野菜市実施団体等を通じて市内農家で堆肥化され、野菜づくりに活用されている。

<表-67>

乾燥生ごみ回収実績

(単位：kg)

回収場所 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
各区野菜市	1,028	548	569	506	582
各環境事業所	526	672	436	487	438
各市民センター（10カ所）	3,362	3,359	1,306	1,186	1,081
家庭ごみ減量課	80	75	57	33	38
合計	4,996	4,654	2,368	2,212	2,139

(6) 学校給食生ごみのリサイクル推進

食品リサイクルを推進するため、学校給食等から出た生ごみについて、市内の民間処理施設でリサイクルを行っている。製造された堆肥は「杜のめぐみ」の愛称で、町内会や学校等へ無償配布しており、花壇造り等に活用されている。

生成された堆肥は学校花壇や菜園等で活用することにより児童生徒への環境学習に役立てている。

(7) 生ごみ排出抑制に向けた食品ロス削減事業

① 食品ロス削減講座の実施

令和6年度は令和6年7月から令和7年1月にかけて、せんだい食エコリーダー等による食品ロス削減講座を全5回実施し、食品ロス削減につながる情報を発信する取り組みを行った（参加者延べ：86人）。

② フードドライブの実施

家庭にある余剰食品をフードバンク団体に寄付し有効活用を行う取り組みとして平成30年度より「フードドライブ」を実施している。当初は市有施設やイベントでの回収であったが、拠点設置や食品運搬において民間事業者・団体の協力を得ながら、拠点数及び期間を拡大して実施している。

令和6年度は市有施設や商業施設等の31か所で実施し、合計約17tの未利用食品を回収した。

<表-68>

本市のフードドライブ実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
拠点数	18	25	32	32	31
回収実績	約7,604kg	約18,779kg	約24,317kg	約21,138kg	約16,628kg

また、民間事業者等が行うフードドライブ活動を支援するため、希望する企業等に回収ボックス等の貸出を行っており、令和6年度の支援件数は36件であった。

さらに、令和4年度より本市で実施するフードドライブ事業に協力する等、食品ロス削減を目的として、市内に継続して未使用食品の回収拠点を設置し、市内に居住する食料支援希望者に当該未利用食品の提供を行っているフードバンク団体の活動を支援するため助成金を交付している。令和6年度の交付件数は4件であった。

③ せんだい食品ロス削減ガイドブックの発行等

食品ロスの現状や削減行動についての説明、買い物のコツや冷蔵庫の整理収納術、食べ残しを減らすためにできることなど、家庭でできる食品ロス削減につながる取り組みをまとめた「せんだい食品ロス削減ガイドブック」を令和3年3月に発行、令和5年10月に改訂版となる第2版を発行した。電子版も市ホームページ（ワケルネット）に掲載した。

また、平成29年9月に、家庭からの生ごみや食品ロスの削減を目指し食の3Rを進めるサイト「モッタイナイキッチン」を開設し、令和4年10月からは、市ホームページ（ワケルネット）に統合し、情報発信に努めている。

④ せんだい食エコリーダーによる啓発

令和元年度から、食を通じてエコな暮らしを提案する市民リーダー「せんだい食エコリーダー」による啓発講座を実施している。令和6年度はせんだい食エコリーダーによる食品の冷凍保存術や、食材を使い切るための調理法などを紹介する食品ロス削減講座を開催し、家庭でもできる食品ロス削減につながる取り組みをより広く市民に啓発した。

⑤ 事業系食品ロス削減マッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」

小売店等から生じる消費期限間近の食品を消費者に割引いて提供するマッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」を令和4年10月より開始した。マッチングサイトの利用料を市が負担し、小売店等及び市民の登録料や利用料は無料となる仕組みである。令和6年度実績は、協力店舗数39店舗、市内ユーザー9,913人、食品ロス削減量668kgであった。

(8) 家庭ごみ等排出実態調査

家庭から出る食品ロス量を把握するため、令和6年10月に10地区（各区2か所）を対象とし、家庭ごみ袋の開封調査を実施した。また、併せてごみの組成変化を把握するため、プラスチック資源及び事業ごみ（可燃）についても開封調査を実施した。

調査の結果、令和6年度の生ごみに占める食品ロス量の割合は24.7%と、令和5年度に比べて2.0ポイント増加した。

プラスチック資源については、「食用容器等」が27.5%と最も多く、次いで「菓子袋等」が24.9%と、全体の約5割を占めている。また、重量のある「製品プラスチック」が13.6%となっており、令和5年度に比べて2.8ポイント減少した。

事業ごみ（可燃）については、プラスチックが21.2%と最も多く、前年度比で6.2ポイント減少している。次いでリサイクル可能な紙類が18.0%と多く、前年度比で2.9ポイント減少している。また、厨芥類については、前年度より7.6ポイント増加の14.2%となっている。

<表-69>

生ごみに占める食品ロスの割合

(単位：％)

区分	年度	R元	R5	R6	
				実績値	前年度比
食品ロス		34.5	22.7	24.7	+2.0 pt
	全く手付かず（100%残存）	17.0	10.3	8.7	-1.6 pt
	ほとんど手付かず（50%以上）	4.5	2.5	1.3	-1.2 pt
	一定程度手付かず（50%未満）	1.9	0.9	1.2	+0.3 pt
	食べ残し等	11.1	9.0	13.5	+4.5 pt
調理くず		62.7	70.5	70.4	-0.1 pt
その他（茶殻等）		2.8	6.8	4.9	-1.9 pt

<表-70>

プラスチック資源の組成

(単位：％)

区分	年度	R元	R5	R6	
				実績値	前年度比
プラスチック製 容器包装	食用容器	29.1	23.0	27.5	+4.5pt
	菓子袋等	24.9	27.3	24.9	-2.4pt
	シャンプー、洗剤等容器	5.3	6.8	14.3	+7.5pt
	飲料用容器	3.2	2.5	3.6	+1.1pt
	発泡トレイ（白色）	2.3	1.2	1.6	+0.4pt
	トレイ（白色以外、プラスチック製トレイ等）	3.4	1.8	1.7	-0.1pt
	トレイのラップ、タバコの包装等	9.4	3.0	2.4	-0.6pt
	保護材・緩衝材等	1.4	2.0	1.4	-0.6pt
	レジ袋	2.6	1.2	1.2	±0.0pt
	その他PET製ボトル類（食用油等）	1.2	0.2	0.2	±0.0pt
製品プラスチック		5.1	16.4	13.6	-2.8pt
仙台市指定袋		3.3	3.6	3.7	+0.1pt
ペットボトル		1.5	2.2	0.7	-1.5pt
プラスチック以外のもの		7.3	8.8	3.2	-5.6pt

<表-71>

事業ごみ(可燃)の組成

(単位：％)

区分 \ 年度	R元	R5	R6	
			実績値	前回比
厨芥類	25.2	6.6	14.2	+7.6 pt
リサイクル可能な紙類	19.5	20.9	18.0	-2.9 pt
プラスチック	13.9	27.4	21.2	-6.2 pt
ペットボトル	0.5	1.2	0.3	-0.9 pt
金属類	1.9	0.4	1.0	+0.6 pt
その他	39.0	43.5	45.3	+1.8 pt

5 リサイクル

本市における資源化量の推移は＜表－72＞のとおりである。

＜表－72＞

資源化量の推移

区分		年度	R2	R3	R4	R5	R6
人口〈各年10月1日現在〉			1,097,196人	1,097,237人	1,099,239人	1,097,814人	1,096,168人
(対前年度比)			+0.6%	+0.0%	+0.2%	-0.1%	-0.1%
ごみ総量 (A)			363,336 t	361,199 t	358,583 t	342,301 t	335,867 t
(対前年度比)			-2.7%	-0.6%	-0.7%	-4.5%	-1.9%
資源化量	本市による資源化量	缶・びん等資源化量	16,840 t	16,914 t	16,734 t	16,483 t	16,037 t
		鉄類	2,119 t	2,048 t	1,973 t	1,885 t	1,785 t
		アルミ類	2,358 t	2,353 t	2,312 t	2,220 t	2,183 t
		生きびん類	424 t	362 t	360 t	330 t	319 t
		カレット類	7,102 t	7,095 t	6,990 t	6,707 t	6,411 t
		廃乾電池類・廃蛍光管	303 t	291 t	284 t	279 t	278 t
		ペットボトル	4,534 t	4,765 t	4,815 t	5,062 t	5,061 t
		プラスチック資源	12,716 t	12,661 t	12,324 t	13,469 t	13,111 t
		紙類定期回収	11,842 t	11,806 t	11,403 t	10,783 t	10,589 t
		有機性堆肥	946 t	1,129 t	1,072 t	0 t	0 t
		剪定枝等	159 t	229 t	180 t	146 t	163 t
		破碎施設鉄類回収量等	2,291 t	2,160 t	2,068 t	1,834 t	1,805 t
		合計 (B)	44,794 t	44,899 t	43,781 t	42,715 t	41,705 t
	民間リサイクル量	集団資源回収量等	25,999 t	25,234 t	23,905 t	23,583 t	21,375 t
		古紙類	24,839 t	24,075 t	22,818 t	22,576 t	20,427 t
		金属類	229 t	228 t	216 t	206 t	195 t
		繊維類	902 t	907 t	850 t	784 t	738 t
		生きびん類	29 t	24 t	21 t	17 t	15 t
		養豚飼料回収量	355 t	194 t	198 t	198 t	0 t
		事業用大規模建築物等	31,918 t	33,801 t	31,080 t	27,584 t	31,386 t
		事業系紙類	12,999 t	11,960 t	12,281 t	10,785 t	11,443 t
		剪定枝等チップ化	1,664 t	1,826 t	1,571 t	1,540 t	1,769 t
		食品リサイクル	1,879 t	2,076 t	2,297 t	4,698 t	5,333 t
		合計 (C)	74,814 t	75,091 t	71,332 t	68,388 t	71,306 t
	資源化総量 (B + C)		119,608 t	119,990 t	115,113 t	111,103 t	113,011 t
	(前年度比)		-8.9%	+0.3%	-4.1%	-3.5%	+1.7%
参考値	排出総量 (A+C)		438,150 t	436,290 t	429,915 t	410,689 t	407,173 t
	リサイクル率 (%) (B+C)/(A+C)		27.3	27.5	26.8	27.1	27.8

- (注) 1 廃乾電池類には、R4年7月より収集を開始したリチウムイオン電池等を含む。
2 有機性堆肥の資源化施設である堆肥化センターは、R4年度で受入を停止した。
3 剪定枝等には、割りばし回収分としてR2年度1t、R3年度2t、R4年度1t、R5年度1t、R6年度1tを含む。
4 破碎施設鉄類回収量等には、リサイクルプラザ搬入分としてR2年度31t、R3年度23t、R4年度25t、R5年度20t、R6年度17tを、リユースプティック持込分としてR2年度21t、R3年度22t、R4年度25t、R5年度23t、R6年度21tをそれぞれ含む。
5 集団資源回収量等には、紙類等拠点回収分を含む。
6 事業用大規模建築物等には、割りばし回収分としてR元年度1tを含む。

(1) 本市による資源化

① 紙類定期回収事業

本市の紙類のリサイクルについては、地域で取り組んでいる集団資源回収事業や、公共施設、民間商業施設における拠点回収等により推進してきた。一方で、これらの回収方法を利用できない世帯もあったことから、地域のごみ集積所を利用した古紙等定期回収モデル事業（平成17年9月から平成20年9月）を約2万世帯で実施し、このモデル事業を踏まえ、さらなる紙類分別の促進を図ることを目的に、平成20年10月からの家庭ごみ等有料化と同時に、月2回、ごみ集積所を利用した紙類の定期回収を委託により市内全域にて開始した。

回収品目は新聞（折込チラシを含む）、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみとし、種類ごとにひもで十文字に縛った状態で、地域ごとに月2回の指定された曜日に、ごみ集積所へ出すルールとしている。令和5年10月からは、紙類のさらなる分別を図るため、雑がみを紙袋のほか、ポリ袋や紙箱で出してもよいこと、雑誌と雑がみを一緒に出してもよいことの2点について排出方法の見直しを行い、周知広報を実施した。当該事業で回収した紙類は、別途売払い契約を締結している市内の古紙問屋へ搬入しリサイクルされ、市の収入となっている。

なお、令和6年度の収集量は10,589tとなっている。

② プラスチック資源分別収集事業

本市では、平成14年4月にプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。これは平成12年4月の容器包装リサイクル法の完全施行を受け、平成12年12月からモデル事業として一部地域を対象に分別収集を開始し、平成14年4月から全市域への拡大を行ったものである。

令和5年4月からは、製品プラスチックの分別収集についても開始している。プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）における製品プラスチックのリサイクル制度の導入の動きを捉え、令和2年度、3年度に一部地域で実証事業を行ったうえで、令和4年9月に法に基づく再商品化計画について全国で第1号となる環境大臣及び経済産業大臣の認定を取得した。また令和5年1月から市内10地区（各区2か所）で先行実施し、同年4月から全市域へ拡大している。この際、分別の名称を「プラスチック資源」へと変更している。

排出方法は、週1回、プラスチック製容器包装及び製品プラスチック（プラスチック素材100%に限る）をまとめて指定袋に入れて排出する。収集したプラスチック資源は、J&T環境㈱仙台工場（宮城野区港）に運ばれ、物流用のパレット等へリサイクルを行っている。

なお、令和6年度の資源化量は13,111tとなっている。

③ 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類資源化事業

本市では、昭和59年に市と民間廃棄物処理業者の出資による「㈱仙台市環境整備公社」を設立し、同年10月から市域の約9割の地域を対象に缶・びんの分別収集を開始した。その後、収集地域・回数を順次拡大し、平成5年10月から全市域で週1回の収集としている。また、平成9年10月からペットボトルの分別収集も実施している。

令和2年3月からは、スプレー缶・カセットボンベについて穴開け不要に排出ルールを変更するとともに、令和4年7月からは、リチウムイオン電池等について収集を開始している。

ア 生活系の缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の収集、選別

週1回専用の回収容器をごみ集積所に配布し、市民からの缶・びん・ペットボトル、金属製の

なべやフライパン等の金属類、廃乾電池（リチウムイオン電池等を含む）・廃蛍光灯、スプレー缶等を一括して収集している。

収集された缶・びん・ペットボトル等は、鉄・アルミ・生きびん・3種類のカレット・ペットボトルなど素材や色別に選別され、指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）が委託する再商品化事業者又は資源再生業者によって引き取られ、資源化されている。

廃乾電池類は、民間の資源化業者に委託するなどし、水銀と金属の処理及び資源化を行っている。また、廃蛍光灯についても、民間の資源化業者に委託し、資源化している。

イ 事業系の缶・びん・ペットボトルの収集、選別

事業系の缶・びんは、事業者自ら又は収集運搬許可業者による本市選別施設への搬入を認めている。ペットボトルは事業者による自己搬入のみを受け入れていたが、平成13年2月からは事業者による店頭回収を促進するため、収集運搬許可業者による搬入を認めている。

搬入された缶・びん・ペットボトルは、市民からのものと同様に選別・資源化している。

ウ 缶・びん・ペットボトル等回収容器洗浄事業

缶・びん・ペットボトル等回収容器の洗浄を行い、回収容器の清潔さを確保するとともに、障害者の雇用促進による社会参加を支援する観点で、平成14年2月から「社会福祉法人 仙台市手をつなぐ育成会」に回収容器の洗浄業務を委託している。

コンベア式洗浄機による洗浄に加え、汚れのひどいものは手洗浄を行っており、令和6年度の洗浄実績は延べ約30万箱となっている（令和5年度約33万箱）。

④ 資源物店頭回収事業

市民の利便性の向上を図り、ごみ減量及び資源の有効利用を一層推進するため、平成13年2月から事業者の協力のもと、家庭から排出される資源物で店舗等にて回収されたものを本市の資源化施設で受け入れ、リサイクルしている。

店頭回収実施事業者は、排出ルールの掲示など積極的な市民啓発等に取り組んでいることから、「仙台市資源物店頭回収優良事業者」として、資源化手数料を減免している。

ア 対象となる資源物の種類

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類

イ 仙台市資源物店頭回収優良事業者 3事業者 （34店舗：令和7年4月現在）

⑤ 粗大ごみ処理施設等からの鉄・アルミ回収事業

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎処理後、磁力による選別等を行い、鉄及びアルミを回収し、資源回収業者に引渡し、資源化を図っている。

⑥ 家庭用使用済み食用油リサイクル事業

平成23年10月から、市内の民間商業施設及び資源化業者と連携し、家庭から排出される使用済み食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）等に資源化し再利用するモデル事業を開始。平成30年11月から本事業として実施した。市内13か所の民間商業施設に設置する専用のボックスを設置し、回収対象は食用かつ液状の植物油としている。令和6年度のリサイクル量は、約2.6万Lであった。

⑦ 小型家電リサイクル事業

平成25年4月の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の施行を受け、平成26年9月から平成27年3月まで、環境省が実施する小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（再資源化事業者提案型）を活用したモデル事業として開始し、平成27年4月からは市の事業として実施している。

令和7年3月末現在、区役所や環境施設、一部の民間商業施設に専用のボックスを設置し、市内35か所の拠点で回収している。回収した小型家電は環境事業所が拠点から収集し、小型家電リサイクル法に基づき、国の認定事業者へ引き渡し再資源化されている。

また、リネットジャパンリサイクル(株)と平成28年2月に小型家電リサイクルの促進に関する協定を締結し、小型家電リサイクル法に基づく宅配便を利用した回収を開始したほか、独自に回収を行う家電量販店の回収方法や(株)青南商事が泉区市名坂に設置したステーション「リサイクルモア」を広報するなど、小型家電リサイクル制度の普及と啓発に努めている。平成30年8月より粗大ごみから小型家電を回収するピックアップ回収事業を本格実施している。

令和6年度の回収量は、拠点回収が約45t、ピックアップ回収が約19tで、合計約64tであった。

⑧ 家庭系剪定枝資源化事業

平成30年9月から11月にかけて、粗大ごみの戸別収集体制を活用し、家庭で剪定した庭木の枝や幹を戸別回収して民間の処理施設において破砕し、ボイラー燃料や堆肥の原料となるチップにリサイクルするモデル事業を実施した。また、令和元年度は5月から7月及び9月から11月にかけて、前年度に実施した戸別収集のほか、市民による処理施設への自己搬入も実施した。これらの取り組みを経て、令和2年度からは戸別収集及び自己搬入による本格事業として実施し、令和5年度からは、受付期間を通年に拡充するとともに、インターネットでの受付も開始している。令和6年度の資源化量は163tであった。

⑨ リチウムイオン電池等分別収集事業

近年急速に普及が進んでいるリチウムイオン電池等が家庭ごみ等に混入し、収集運搬や処理の際に発火する事例が発生していることを踏まえ、事故の未然防止と一層のリサイクルを図るため、令和4年7月から、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」の日（週1回）に収集を開始した。令和6年度の収集量は8tとなっている。

また、令和3年12月から、区役所などの公共施設13か所に設置した「充電電池等回収ボックス」で拠点回収を実施している。

⑩ ペットボトル水平リサイクル事業

プラスチック資源の有効利用に向けて、令和3年10月に、株式会社伊藤園及びティーエムパック株式会社と「仙台市におけるペットボトルの水平リサイクルによる資源循環の推進に関する連携協定」を締結し、家庭から収集した使用済みペットボトルを、年間約1億本の新たなペットボトルへ水平リサイクルする取り組みを令和4年4月から開始している。

地域内の資源循環を「見える化」するため、リサイクルされたペットボトルの一部を利用し、本市のごみ減量キャラクター「ワケルくんファミリー」がデザインされた特製ボトル飲料が、令和4年5月より市内の自動販売機、一部小売店で販売されている。

⑪ 家庭用除湿器等からのフロン回収事業

家庭用の除湿器や冷水器等に冷媒として含まれているフロン類は、二酸化炭素に比べて温室効果が高く、少量が排出された場合であっても地球温暖化への影響が大きいことを踏まえ、令和5年4月から粗大ごみ処理施設においてフロン類の回収を開始し、令和6年度は年間約 340t-CO₂ 相当のフロン類を適正に処理した。

⑫ 定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業

食品リサイクルは、生ごみ分別の手間等の負担やリサイクル費用が高額となることから、全国的に飲食店を含む外食産業において普及していない状況である。このような状況において、多くの飲食店が食品リサイクルに取り組めるように、食品リサイクルのスキーム構築を目的として、令和6年度から定禅寺通及び国分町の虎屋横丁・稲荷小路エリアにおいてモデル事業を実施している。

令和6年度は70店舗の飲食店等が参加し、年間145 t の食品廃棄物を分別収集し、年間33,220 t-CO₂ 相当の二酸化炭素排出量を削減した。また、リサイクルしたメタンガスによるバイオマス発電で年間64.5MWh 相当（計算値）を発電し、発酵残渣物から年間21 t 相当（計算値）の肥料を製造した。

(2) 民間リサイクル

① 集団資源回収事業

昭和48年に通産省（当時）から古紙回収のモデル都市に指定されたことを契機に、ごみ減量の推進と資源の有効利用を図るとともに地域のコミュニティづくりに資するため、地域における資源物（紙類・布類・アルミ缶など）の集団回収体制づくりを進め、実施団体の育成強化に努めてきた。令和6年度の回収実績は10,098tと前年度に比べ9.9%減少した。また、実施団体は年度ごとの登録制をとっているが、少子高齢化等の影響により、活動の継続が困難となった団体の廃止が多く、令和6年度の実施団体数は1,148団体（うち57%は子供会）と前年度（1,193団体）より45団体減少した。

本市では、事業の推進を目的として、回収量や実施回数に応じて年2回、集団資源回収実施団体に対して奨励金を交付している。

集団資源回収奨励金の算定基準

半期分奨励金＝実施回数割額（※1）＋回収量割額（※2）

※1 紙類定期回収日と異なる週に月2回以上実施した場合2,000円/月、それ以外の場合は1,000円/月

※2 対象地域の全世帯で「実施団体による各戸回収」（町内会や子供会の役員や子供たちが対象地域の各戸から資源物を回収する方法）を行っている場合4.0円/kg、それ以外の場合は3.5円/kg

また、実施団体に対して、地域住民が資源物を随時持ち込むための保管庫の無償貸与及び無償譲渡を平成12年度から行っており、令和6年度末現在、全市で165基設置している。その他、町内会や子供会での回覧用リーフレット・集積所表示幕の提供、事業説明会の開催などの支援策も講じている。

回収業者については、年度ごとに登録制をとっており、令和7年度は45業者が登録（令和7年4月1日現在）している。なお、本市では、「一般社団法人 仙台市集団資源回収業者協議会」と連携し、業界の現状や要望を把握し、回収事業の安定化と改善に努めている。

<表-73>

集団資源回収実施団体と奨励金交付の推移

区 分 \ 年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実施団体数	1,246 [構成比]	1,238 [構成比]	1,219 [構成比]	1,193 [構成比]	1,148 [構成比]
子 供 会	774 [62%]	759 [61%]	738 [60%]	707 [59%]	652 [57%]
町 内 会	284 [23%]	283 [23%]	275 [23%]	273 [23%]	276 [24%]
マンション管理組合	159 [13%]	168 [14%]	180 [15%]	188 [16%]	196 [17%]
そ の 他	29 [2%]	28 [2%]	26 [2%]	25 [2%]	24 [2%]
回 収 総 量	14,046 t	13,509 t	12,659 t	11,212 t	10,098 t
市 奨 励 金	6,432万円	6,246万円	5,942万円	5,395万円	4,956万円
年 平 均 実 施 回 数	13.9回	14.0回	14.2回	14.2回	14.4回
団 体 平 均 回 収 量	11.3t	10.9t	10.4t	9.4t	8.8t

② 紙類等拠点回収事業

ア 資源回収庫

区役所や市民センター等の公共施設等38か所に設置した資源回収庫で、家庭から出る紙類や布類等の回収を行っている。地域の集団資源回収を利用できない等の市民の声に応えるため、平成12年度から紙類を随時持ち込める常設の「紙類回収庫」を設置してきたが、平成25年9月より「資源回収庫」と改称し、紙類に加えて布類の回収を開始した。令和6年度の回収量は、紙類が676t、布類が309tとなっている。

また平成30年9月からは、紙製容器包装の回収をモデル事業として開始し、令和6年度は4tを回収した。

イ 紙類回収ステーション

平成17年度から民間の事業所の協力により、その敷地を紙類の回収拠点場所として開放する「紙類回収ステーション」事業を開始し、令和6年度末時点で市内122か所の拠点で紙類の持込を受け入れている。令和6年度の回収量は9,745tとなっている。

ウ 事業系紙類拠点回収

事業系紙類のリサイクルを促進するため、事業者が無料で利用できる事業系紙類回収庫を青葉環境事業所（平成16年12月開設）、宮城野環境事業所（平成19年12月開設）、若林環境事業所（平成15年9月開設）、泉環境事業所（平成15年9月開設）に設置している。また平成29年3月には古紙問屋等の協力を得て「事業系紙類回収ステーション」を設置し（令和6年度末現在：19か所）、事業系の紙類を無料で受け入れている。これらによる令和6年度の回収量は546tとなっている。

<表-74>

集団資源回収量等の推移

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
紙類	小計 (前年度比)	24,839 t (-10.7%)	24,075 t (-3.1%)	22,818 t (-5.2%)	22,576 t (-1.1%)	20,427 t (-9.5%)
	集団資源回収 (前年度比)	13,188 t (-17.4%)	12,672 t (-3.9%)	11,903 t (-6.1%)	10,523 t (-11.6%)	9,459 t (-10.1%)
	拠点回収(生活系) (前年度比)	11,109 t (-2.0%)	10,861 t (-2.2%)	10,468 t (-3.6%)	11,568 t (+10.5%)	10,422 t (-9.9%)
	拠点回収(事業系) (前年度比)	542 t (+6.9%)	542 t (+0.0%)	447 t (-17.5%)	485 t (+8.5%)	546 t (+12.6%)
	小計 (前年度比)	902 t (+3.2%)	907 t (+0.6%)	850 t (-6.3%)	784 t (-7.8%)	738 t (-5.9%)
布類	集団資源回収 (前年度比)	600 t (-2.9%)	584 t (-2.7%)	520 t (-11.0%)	466 t (-10.4%)	429 t (-7.9%)
	拠点回収(生活系) (前年度比)	302 t (+18.0%)	323 t (+7.0%)	330 t (+2.2%)	318 t (-3.6%)	309 t (-2.8%)
アルミ類	集団資源回収 (前年度比)	229 t (+3.2%)	228 t (-0.4%)	216 t (-5.3%)	206 t (-4.6%)	195 t (-5.3%)
生きびん類	集団資源回収 (前年度比)	29 t (-19.4%)	24 t (-17.2%)	21 t (-12.5%)	17 t (-19.0%)	15 t (-11.8%)
合計 (前年度比)		25,999 t (-10.1%)	25,234 t (-2.9%)	23,905 t (-5.3%)	23,583 t (-1.3%)	21,375 t (-9.4%)

(注) 1 紙類拠点回収(生活系)には紙類回収ステーションでの回収分を含む。

2 紙類拠点回収(事業系)は令和元年度から事業系紙類回収ステーションと環境事業所の事業系紙類回収庫の合計である。

③ 事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者のごみ減量推進

「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物の所有者等及び年間36t以上又は月平均3t以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者として認定された多量排出事業者には、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書の提出と事業系一般廃棄物管理責任者の選任届出を義務付け、立入による減量及び適正処理の指導も行っている。また、計画書に基づく実績報告を受けているほか、事業ごみの減量及びリサイクルを促進するための研修等も実施している。

<表-75>

事業用大規模建築物等及び多量排出事業者による資源化量の推移等

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
大規模建築物 所有者等	事業者数	805	809	815	817	830
	資源化量	26,410t	29,386t	26,758t	26,157t	28,259t
多量排出 事業者	事業者数	280	273	276	268	261
	資源化量	9,702t	9,086t	10,554t	7,395t	8,646t
対象事業者合計		1,085	1,082	1,091	1,085	1,091
資源化量合計		36,112t	38,472t	37,312t	33,552t	36,905t

(注) 資源化量は実績報告書による上質紙、新聞、雑誌、段ボール等の数量

④ 使用済みわりばしの回収事業

本市では、リユース食器の使用を呼びかけるとともに、平成16年8月からリサイクルプラザ等3か所でわりばしを回収し、リサイクルしている。

6 普及啓発事業

ごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、市民一人ひとりの意識の高まりと正しい知識の習得が不可欠であることから、キャンペーンやイベントの開催、実践につながる広報啓発物の作成、施設見学バスの運行やリサイクルプラザの運営等、様々な体験ができる機会の提供により、ごみ減量・リサイクル意識の向上や、正しい分別ルール等について普及啓発に努めている。

今後は、令和3年3月に策定した「仙台市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、基本目標の一つである「1人1日当たりの家庭ごみ排出量：400g」の達成に向けて、ごみ減量やリサイクルなどに関する取り組みをより一層進めていくこととしている。

(1) 資源循環分野の人づくり

長年にわたり市民、企業・団体、行政の連携により培われてきた本市のごみ・資源循環の取り組みを、近年の新たな動きの担い手である若手実践者やクリエイターらを交え発展的に捉え直し、資源循環分野の人づくりと本市発の新たな取組創出を目指すシリーズ「せんだいリポート」（令和5年度～）を始めとした各プログラムを実施。令和5年度は、環境科学分野（東北大学大学院環境科学研究科）や社会・文化実践分野（せんだいメディアテーク）等の専門家と協働し、展示・レクチャー形式のイベント、ワークショップ等を実施。令和6年度は、未利用素材を活用した日常的な活動づくりを通じて、新たな担い手取り組みの顕在化や交流機会づくりを行った。令和7年4月現在で、延べ55プログラム実施、118事業者・団体以上の団体・大学・企業との協働、延べ8,836人の市内実践者や市職員、企業担当者、研究者らが参画した。

(2) 資源循環の「見える化」の取り組み

本市では、令和5年4月から製品プラスチックとプラスチック容器包装の一括回収・リサイクルを全市で開始した。一括回収の機会を捉え、市民の分別意識の向上と一層のリサイクル推進を図るため、市民に身近な製品へリサイクルする資源循環の「見える化」に取り組んだ。

令和6年度は、定禅寺通のケヤキの剪定枝と仙台市内の家庭から収集したプラスチック資源を活用したオリジナルタンブラーを製造し、イベントで発表した。

また、これまで焼却していたプラスチック資源指定袋を地域清掃ごみ袋へ水平リサイクルし、町内会等に無料で配布した（配布実績は86ページ(2)③地域清掃に対する支援 参照）。

(3) 資源物分別促進キャンペーン

家庭ごみへの混入が多い資源物の分別排出を促進するため、令和6年10月から令和7年3月まで「資源物分別促進キャンペーン」を実施した。ワケルくんを活用した「できるだけ分けるだけ」のキャンペーンポスターを製作し、町内会等の協力を得て市内の集積所や市民利用施設に掲出した。また、ごみ出しの基本や具体的な資源物の出し方を6秒でまとめたショート動画も新たに4種類製作し、仙台市の公式YouTubeチャンネル「せんだい Tube」や、市内の街頭デジタルサイネージで放映したほか、10～30代を対象に、YouTube 広告枠でも放映した。

(4) リサイクルプラザの運営

平成7年9月、市民の廃棄物に対する関心や理解を深め、廃棄物の減量・再生利用及び適正処理についての市民意識の啓発を図るため、青葉区葛岡に仙台市葛岡リサイクルプラザ（葛岡工場と併設）を開設し、平成13年4月には、若林区今泉に市内2か所目となる仙台市今泉リサイクルプラザ（若林環境事業所と併設）を開設した。

リサイクルプラザには、リサイクル品の補修等を行う「リサイクル工房」、リサイクル品や古本についての情報提供・相談及びまだ利用可能な粗大ごみや市民から持ち込まれたリサイクル品の展示・提供等を行う「リサイクル情報コーナー」を設けているほか、市民活動の支援事業やリサイクルについての各種教室・講座などを実施している。また、平成17年10月からは、家庭で不要になった衣類を必要な方に提供する「リユース・ブティック」を月1回開設、平成18年4月からは常設している。なお、葛岡リサイクルプラザには、ごみ処理の流れを体験学習できる「展示学習室」もある。

平成18年4月からは、リサイクル品や衣類の引取りの際に、仙台市環境保全基金への募金協力を呼びかけている。

葛岡リサイクルプラザについては、令和3年10月に開館以来の来館者数が200万人を突破した。

<表-76>

リサイクルプラザ利用状況

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
入館者数合計（人）		51,388	50,007	61,247	69,896	62,043
	葛岡	39,802	38,914	45,917	55,333	50,314
	今泉	11,586	11,093	15,330	14,563	11,729

(注) 1 令和2年3月から5月まで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部利用休止

2 令和4年3月16日に発生した地震の影響により令和4年3月から4月まで一部利用休止

<表-77>

リサイクルプラザにおける募金額の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
募金額(円)	972, 978	901, 503	1, 055, 002	1, 044, 687	901, 886

(5) 環境施設見学バスの運行

環境についての啓発を図り、ごみ減量・リサイクルの実践活動を促すため、昭和48年度から町内会などの団体を対象に「環境施設を見る会」を開催し、祝日を除く火曜日から金曜日まで専用見学バス「ワケルくんバス」を運行している。

平成12年度からは、夏休み親子企画等の個人で参加できる一般公募企画を実施している。

<表-78>

環境施設見学バスの運行状況

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
団体貸出	件数 (件)	8	11	31	53	57
	見学者数 (人)	119	196	602	1, 100	1, 320
一般公募企画	件数 (件)	0	0	0	2	8
	見学者数 (人)	0	0	0	49	144
合 計	件数 (件)	8	11	31	55	65
	見学者数 (人)	119	196	602	1, 149	1, 464

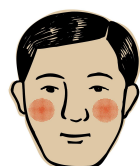
(注) 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、乗車人数及び見学施設を制限して運行

(6) ごみ減量・リサイクル啓発キャラクター

①ワケルくんファミリー

平成14年度から、キャンペーンキャラクター「ワケルくん」をはじめとする「ワケルくんファミリー」を活用した啓発活動を開始している。ワケルくんのほか「ほとんどの紙分けられます」と呼びかける妹の「ワケミちゃん」や、レジ袋削減を推進する祖母の「トメさん」、「ワケルだけじゃないんです」とものを大切にするリデュース、リユース、リサイクルの3Rを呼びかけるワケルくんのパートナーの「セツコさん」や、「ワケタロウ」、「ワケ猫ちゃん」がいる。

<図-14> ワケルくんファミリー



ワケルくん



セツコさん



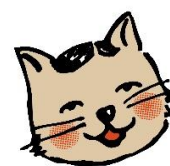
ワケミちゃん



トメさん



ワケタロウ



ワケ猫ちゃん

②メビウスちゃん

市民からの公募により、応募総数78点の中から、平成7年9月1日に決定し、啓発活動に広く活用している。

<図-15> メビウスちゃん



リサイクルマークをモチーフにキャラクター化している。再生のシンボルが歩き出した姿をイメージし、右手には無限（無限の再生）を意味するメビウスの帯を象徴とした杖を持っている。

メビウスちゃんのごみ減量・リサイクル推進をみんなに知ってもらおうと活動している。

(7) アメニティ・せんだい推進協議会

市民団体、事業者及び市による「アメニティ・せんだい実行委員会」を昭和63年に組織し、平成13年度に名称を「アメニティ・せんだい推進協議会」と改称した。昭和63年度から平成6年度までは環境衛生週間（9/24～10/1）に様々な行事を展開してリサイクルや清潔で快適なまちづくりをアピールしてきた。平成7年度からは、ごみ減量・リサイクルや環境美化を含めた環境問題について市民に広く訴えるため、イベントを開催しているほか、啓発冊子の作成など様々な活動を行っている。

〔令和6年度の開催行事〕

エコフェスタ2024

参加者一人ひとりが楽しみながら自らのライフスタイルを見直し、ごみ減量・リサイクルや地球環境保全への理解を深めることを目的として、「エコフェスタ2024」を開催した。

開催日：令和6年9月1日（日）

場 所：勾当台公園いこいのゾーン・野外音楽堂

内 容：ごみ収集車の展示、ふぞろい野菜市、フードドライブ ほか

来場者：約12,500人

(8) 仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイトの展開

ごみ減量やリサイクルなどの情報を市民に伝える広報手段の一つとして、ホームページ「仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト ワケルネット」を平成16年11月に開設した。

このサイトでは、「100万人のごみ減量大作戦キャンペーン」のキャラクター「ワケルくん」とその仲間の「ワケルくんファミリー」を使用するとともに、子供向けのコーナーなども設け、分かりやすくごみ減量やリサイクルに取り組むことができるようにした。令和6年度のアクセス数は342,220件（約28,518件／月平均）となった。

また、平成19年11月には、主に若者を対象とした携帯電話サイト「ワケルモバイル」を開設し、平成27年4月に、スマートフォンでも閲覧しやすいサイトに改修した。平成22年10月からは、よりタイムリーな情報発信を行うため、「ワケルくんファミリー」の一員である「ワケ猫ちゃん」のX（旧Twitter）を開始した。

さらに、平成28年6月から、ごみ出しや分別に便利な機能を備えたスマートフォン用アプリ「さん

あへる」(仙台版)の運用を開始した。なお、令和6年度のダウンロード数は約6,700件であった。

(9) 啓発用雑がみ回収袋の配布及び雑がみ回収ロゴマークの活用

雑がみの分別・リサイクルを推進するため、イベント等で、啓発用雑がみ回収袋の配布を行っているほか、平成25年度に「雑がみ回収ロゴマーク」を製作し、紙製買物袋に記載していただくよう事業者へ働きかけた。令和7年4月現在、ロゴマークの採用件数は5件となった。

＜図－16＞



7 仙台市環境配慮事業者（エコにこマイスター）の認定

平成12年度から市民団体や事業者団体及び市による「仙台市環境配慮型店舗認定委員会」を組織し、環境に配慮し、ごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる小売店舗を環境配慮型店舗（エコにこショップ）として、また、平成17年度からは、事業所も対象に加え、環境配慮型事業所（エコにこオフィス）として認定してきた。

平成29年度に認定制度の見直しを行い、平成30年4月から「仙台市環境配慮事業者（エコにこマイスター）認定制度」へ移行した。新制度では、店舗・事業所の区分を撤廃し、これまで対象ではなかった病院や学校なども含め、仙台市内で事業活動を行うすべての事業者に対象を拡大した。また、取組内容に応じてエコにこマイスター、エコにこゴールドマイスターの2つのランクで認定を実施し、事業者の更なる環境配慮の取り組みを促進することとした。

令和7年3月末現在の認定事業者の数は147、認定店舗・事業所等の数は491となっている。

8 レジ袋の削減に向けた取り組み

平成18年11月に市民団体・事業者・行政で構成する「レジ袋削減に関する懇談会」を設置した。平成19年5月には、「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」を締結したほか、その後も同内容の確認書の交付を行い、レジ袋の削減に取り組んでいる。

9 余熱利用

工場におけるごみの焼却処理の際に発生する熱は、蒸気や温水として工場内で給湯・冷暖房などに利用するとともに、自家発電を行い電力としても利用している。また、隣接する市有施設に対しても＜表－79＞のとおり電力・熱供給を行っている。

さらに、工場内や他施設での消費分を除いた余剰電力を電気事業者等に売却している＜表－80＞。

<表-79>

余熱利用の状況

処理施設	利用状況
今泉工場	蒸気の工場内利用 ⇒ 給湯, 冷暖房 自家発電 ⇒ 工場内利用及び売電 他施設への供給 ⇒ [今泉工場] 温水プールへ電気・蒸気 若林環境事業所, 今泉リサイクルプラザ及び粗大ごみ処理施設へ電気
葛岡工場	⇒ [葛岡工場] 葛岡リサイクルプラザ及び温水プールへ電気・蒸気 青葉環境事業所及び粗大ごみ処理施設, 資源化センターへ電気・温水 葛岡斎場へ電気
松森工場	⇒ [松森工場] 松森工場関連市民利用施設へ電気・高温水

<表-80>

発電状況の推移

年度			R2	R3	R4	R5	R6
項目							
焼却施設内訳	今泉工場	場内消費量 (kWh)	6, 226, 113	8, 410, 838	10, 166, 498	9, 422, 669	8, 718, 124
		他施設供給量 (kWh)	520, 850	547, 610	569, 070	547, 650	544, 190
		売却電力量 (kWh)	5, 216, 957	7, 902, 902	9, 735, 832	8, 654, 251	8, 570, 846
		(収入額: 円)	(64, 350, 340)	(64, 661, 291)	(129, 691, 007)	(172, 873, 948)	(135, 545, 018)
		小計	11, 963, 920	16, 861, 350	20, 471, 400	18, 624, 570	17, 833, 160
	葛岡工場	場内消費量 (kWh)	14, 399, 030	13, 772, 353	14, 538, 110	14, 172, 290	14, 446, 734
		他施設供給量 (kWh)	3, 413, 390	3, 642, 150	3, 641, 880	3, 319, 730	3, 215, 700
		売却電力量 (kWh)	37, 637, 500	32, 158, 017	38, 012, 650	32, 622, 540	32, 751, 456
		(収入額: 円)	(444, 546, 989)	(283, 850, 859)	(542, 990, 412)	(611, 598, 067)	(521, 558, 408)
		小計	55, 449, 920	49, 572, 520	56, 192, 640	50, 114, 560	50, 413, 890
	松森工場	場内消費量 (kWh)	27, 942, 650	26, 646, 230	22, 244, 500	23, 428, 310	20, 499, 700
		他施設供給量 (kWh)	1, 550, 030	1, 649, 750	1, 741, 970	1, 676, 640	1, 645, 660
		売却電力量 (kWh)	32, 625, 520	28, 326, 120	21, 992, 830	18, 394, 850	20, 628, 040
		(収入額: 円)	(479, 797, 642)	(382, 541, 905)	(372, 004, 750)	(343, 778, 367)	(351, 129, 747)
		小計	62, 118, 200	56, 622, 100	45, 979, 300	43, 499, 800	42, 773, 400
使用内訳	場内消費量 (A) (kWh)		48, 567, 793	48, 829, 421	46, 949, 108	47, 023, 269	43, 664, 558
	他施設供給量 (B) (kWh)		5, 484, 270	5, 839, 510	5, 952, 920	5, 544, 020	5, 405, 550
	売却電力量 (C) (kWh)		75, 479, 977	68, 387, 039	69, 741, 312	59, 671, 641	61, 950, 342
	(収入額: 円)		(988, 694, 971)	(731, 054, 055)	(1, 044, 686, 169)	(1, 128, 250, 382)	(1, 008, 233, 173)
発電量計 (A+B+C) (kWh)			129, 532, 040	123, 055, 970	122, 643, 340	112, 238, 930	111, 020, 450

第3節 環境美化

1 ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例

本市では、昭和63年3月に空き缶・空きびんやたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止することを目的に「仙台市環境美化の促進に関する条例」を施行し、市民意識の高揚に努めてきた。

平成11年3月には、ごみの散乱の問題を「まちづくり」という視点でとらえ、市民、事業者と市が協働して快適なまちづくりを進めることを目指して、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」へと全面改定を行い、同年5月30日に施行した。

この条例では、ごみの散乱の防止のため自主的に活動する団体等に対する支援や、「行動計画」の策定のほか、容器入り飲料やたばこの販売業者に対する回収容器、吸い殻入れの設置義務等について規定している。

2 ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画（アレマ・アクションプラン）

「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、ごみの散乱防止についての基本的な考え方と具体的な施策を推進するために市が果たすべき役割を明らかにし、市民や事業者の行動の指針となるものとして、平成11年12月に策定した。

この行動計画には、平成10年度に実施した「ポイ捨てごみから、まちづくりを考えるキャンペーン」を通して寄せられた市民の意見やアイデアを取り入れたほか、新聞広告やリーフレット等により公表した計画案に対する意見を反映させるなど、策定の過程において多くの市民が参加している。

現在、この計画に基づき、ごみの散乱防止のための各種施策を実施している。

3 ごみの散乱防止のための施策

「ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画」に基づき、「ポイ捨てしない人づくり」「ポイ捨てしにくい環境づくり」を目標に、市民・事業者との協働により各種の施策を展開している。

(1) 「ポイ捨てしない人づくり」のための施策

① 各種啓発活動

市政だよりやホームページに加え、広告の掲載や横断幕の掲出など、各種広報媒体を利用した啓発活動を行っている。

② アレマキャンペーンの実施

多くの市民がまちづくりに主体的に参加できる事業として、「全市一斉『ポイ捨てごみ』調査・清掃活動」を中心とする「アレマキャンペーン」を平成11年9月から実施している。平成12年度からは、例年、春・秋の年2回実施している。

全市一斉「ポイ捨てごみ」調査・清掃活動の参加者は、自分で選んだ場所でごみを拾う「キレイにし隊コース」、拾ったごみを種類別に数え、調査票に記入する「数えてみ隊コース」、散乱状況の解決策を話し合い、行動する「考えてみ隊コース」の中から選択して活動し、活動報告書を本市に提出。本市は、提出された報告書をもとに集計し、ホームページで公開する。令和6年度は、春のキャンペーンに602人、秋のキャンペーンに660人が参加した。

(2) 「ポイ捨てしにくい環境づくり」のための施策

① ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区

「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、特にごみの散乱を防止する必要がある地区として市長が指定している。指定された地区内で清掃活動や調査・学習活動等を実施する自主的活動団体を「推進団体」といい、現在7団体を認定している（表－81）。認定団体へは清掃用具やキャンペーン用啓発物資の提供、集めたごみの収集等、必要な支援を行っている。

② 仙台まち美化サポート・プログラム

「ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるための行動計画」に基づき、新たな「まち美化」の取り組みとして「アダプト・プログラム」を採用して平成13年10月より本格的に実施し、令和6年度末には293の市民団体、企業、学校などの団体が登録している（令和5年度は296の市民団体、企業、学校などの団体が登録）。

③ 地域清掃に対する支援

ボランティア清掃やまちぐるみ清掃などの地域清掃に使用するためのごみ袋（再生プラスチック100%）を、環境局、各区役所、総合支所を通じて配布するとともに、集めたごみの収集を無料で行っている。また、火ばさみなどの清掃用具の貸与も行っている。

令和6年度は、ごみ袋大サイズを329,469枚、ごみ袋小サイズを129,970枚配布した（令和5年度は、ごみ袋大サイズを320,298枚、ごみ袋小サイズを127,847枚配布）。

<表－81>

ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区

	青葉区	宮城野区		若林区	太白区		泉区
地 区	仙台中央地区	原町地区	宮城野通	宮城の萩大通り	長町地区	秋保地区	泉中央地区
認定日	平成12年5月30日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日	平成12年4月3日
団体名	仙台中央地区環境美化推進実行委員会	原町地区美化推進実行委員会	宮城野通愛護協力会	宮城の萩大通り美化推進実行委員会	長町美化推進実行委員会	秋保地区美化推進実行委員会	泉中央地区美化推進実行委員会
活 動 地 域	JR仙台駅前～中央通り～東一番丁通り	原町本通	宮城野通	宮城の萩大通り	国道4号市道長町折立線	秋保温泉湯元・東湯元・上湯向地区	地下鉄泉中央駅付近

第4節 し尿の処理

1 概況

本市では、市民の要望の強い水洗化を促進し、公衆衛生の向上を図るため、公共下水道、合併処理浄化槽（農業集落排水事業を含む。）の整備に努めている。

生活排水の処理については、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」及び仙台市污水处理適正化構想に基づき、未処理地域の解消を推進してきた結果、令和6年度の水洗化率は99.7%に達し、くみ取りし尿等は、年々減少傾向にある（表－82）。

本市におけるし尿の処理方法を排出者側から大別すると、水洗処理とくみ取り処理に分けられるが、処理方法別に分けると（表－83）のとおりとなっている。

＜表－82＞

し尿等収集量及び対象人口の推移

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
人口	人口：3月31日	1,094,919人	1,093,543人	1,094,520人	1,092,708人	1,091,266人
	対前年度比	+0.7%	－0.1%	+0.1%	－0.2%	－0.1%
し尿等	(A) 年 量 (B+C)	22,428 kL	22,532 kL	22,851 kL	22,358 kL	21,726 kL
	対前年度比	－2.4%	+0.5%	+1.4%	－2.2%	－2.8%
	し	(B) 年 量	11,021 kL	10,796 kL	10,566 kL	10,176 kL
		対前年度比	－5.6%	－2.0%	－2.1%	－3.7%
	尿	くみ取り収集人口	6,406人	6,139人	5,854人	5,653人
		対前年度比	－3.3%	－4.2%	－4.6%	－3.4%
	浄化槽汚泥	(C) 年 量	11,407 kL	11,736 kL	12,285 kL	12,182 kL
		対前年度比	+0.9%	+2.9%	+4.7%	－0.8%

- (注) 1 くみ取り収集人口は工事現場等の仮設トイレを除いて概算した数値。
 2 浄化槽汚泥の年量には、農業集落排水事業分を含む。

<表-83>

仙台市における生活排水の処理の種類

(令和7年4月1日現在)

処理区分	処理対象			仙台市における位置付	処 理 施 設	根 拠 法 令 等	国の 所管省	市の 所管局	処理 主体
	し 尿	雑 排水	雨 水						
公共下水道	○	○	○	・南蒲生処理区 ・宮城処理区 ・秋保温泉処理区 ・定義処理区 ・上谷刈処理区 ・仙塩流域関連公共下水道 ・阿武隈川下流流域関連公共下水道	・南蒲生浄化センター ・広瀬川浄化センター ・秋保温泉浄化センター ・定義浄化センター ・上谷刈浄化センター ・仙塩浄化センター ・県南浄化センター	・下水道法 ・仙台市下水道条例	国土交通省	建 設 局	市 県
合 併 処 理 浄 化 槽	○	○	×	・地域下水道	・新川団地汚水処理施設 ・新川別荘団地汚水処理施設	浄 化 槽 法	環境省	環 境 省 局	市 個人等
				その他の 合併処理 浄化槽 ・住宅等浄化槽 ・その他	・各合併処理浄化槽				
				・農業集落排水施設	・小在家クリーンセンター 他12施設				
単 独 処 理 浄 化 槽	○	×	×	・単独処理浄化槽	・各単独処理浄化槽		環境省	環 境 省 局	市 個人等
し 尿 処 理 施 設	○	×	×	・し尿処理施設	・南蒲生環境センター	・廃棄物処理法	環境省	環 境 局	市

2 処 理

(1) 処理の申出

し尿収集作業の開始、変更及び中止の申出は、住民異動届、出生届、死亡届の提出により行われるほか、電話による受付も行っている。なお、工事現場などの仮設トイレについては、申出者が許可業者に直接依頼している。

(2) し尿処理の流れ

環境局では、委託業者8社（仮設トイレについては、平成13年4月から許可業者8社）によりくみ取りし尿を収集し、市内3か所の貯留槽に搬入した後、委託業者3社により南蒲生環境センターに後方輸送して処理している。

浄化槽汚泥は一般廃棄物収集運搬業許可業者20社が収集し、ほぼ全量を南蒲生環境センターに搬入し処理している。ただし、公設・公管理浄化槽については、建設局が委託する業者が収集・運搬を行っている。

南蒲生環境センターへ搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量脱水処理を行っている（分離液は南蒲生浄化センターで再処理後海域へ放流）。脱水汚泥については、民間リサイクル施設で資源化処理している。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理にかかる手数料については＜表－84＞参照。

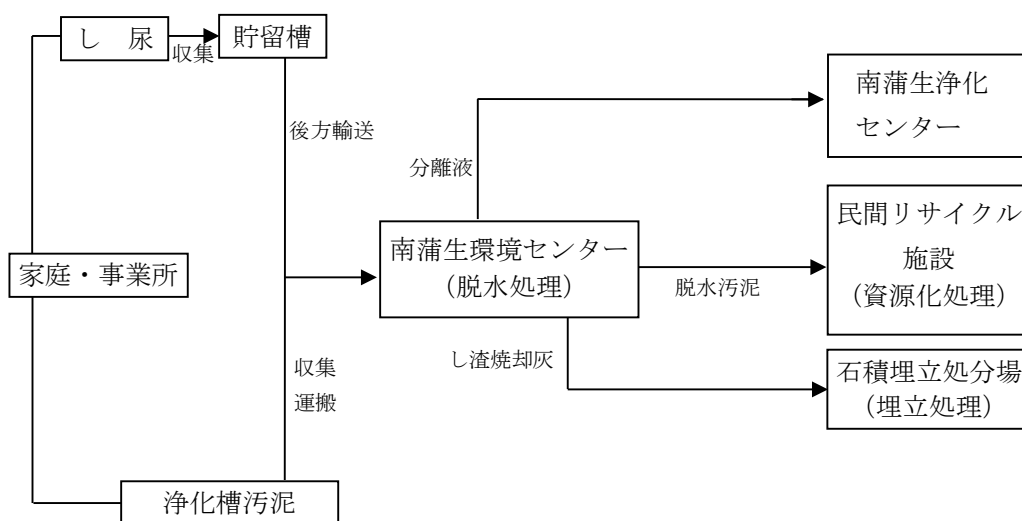
＜表－84＞

し尿及び浄化槽汚泥の処理にかかる手数料

し 尿 の 収 集 運 搬 ・ 処 分	浄化槽汚泥の収集運搬・処分
〈手数料〉 ●定額制：一般家庭のし尿（くみ取り式水洗し尿を除く）で 月1回の定日収集 1人月額 160円 ●従量制：上記以外のし尿（くみ取り式水洗し尿・臨時等） 月1回又は随時収集 90L又はその端数毎 320円	〈収集運搬料金〉 許可業者と排出者との契約による 〈処分手数料〉 ●無料

＜図－17＞

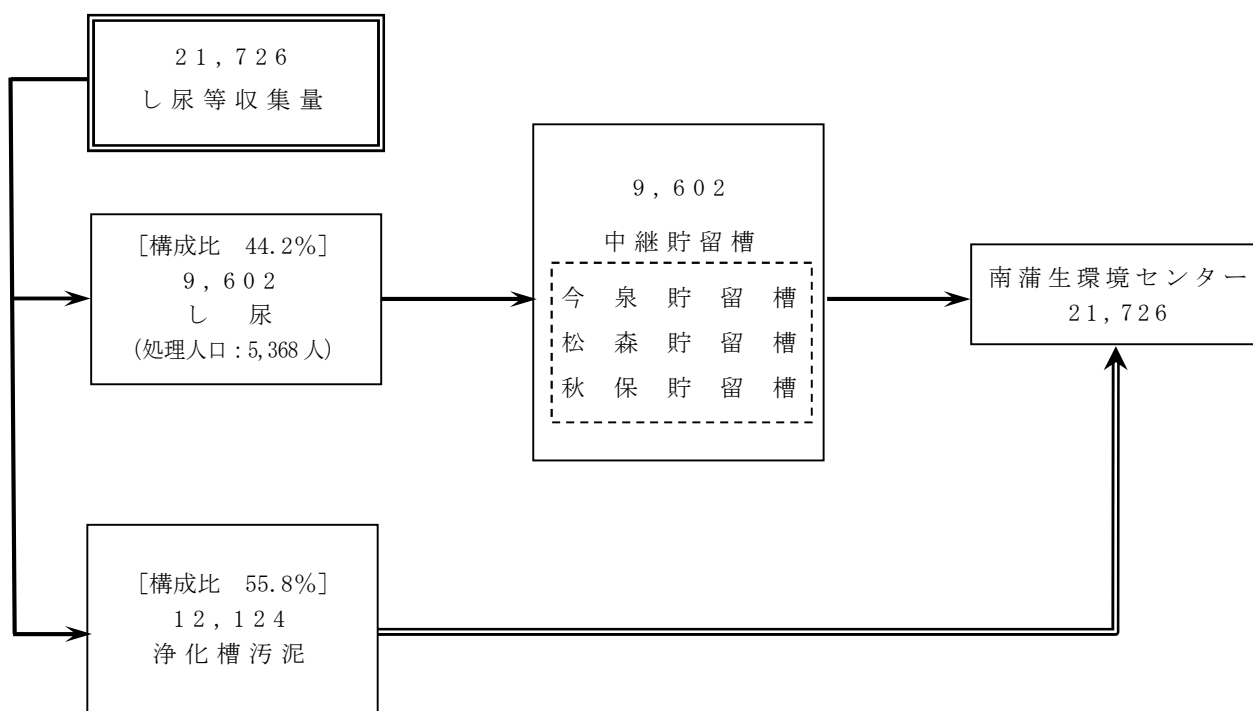
し尿の処理形態



<図-18>

令和6年度 し尿等処理の流れ（実績）

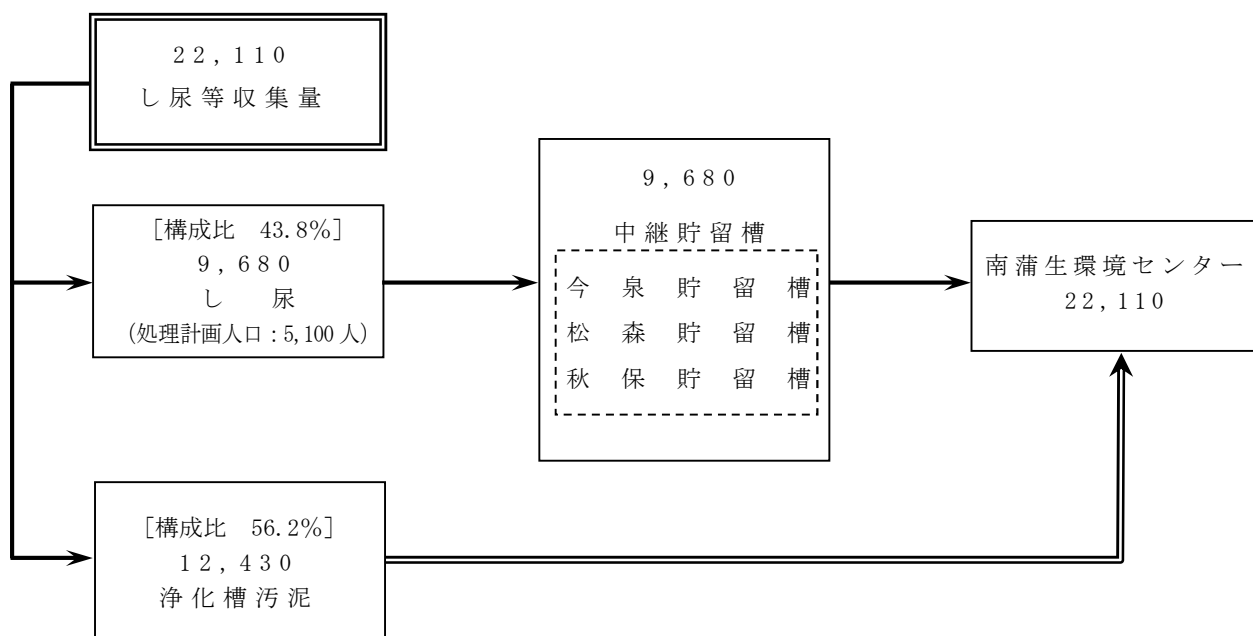
（単位：kL）



<図-19>

令和7年度 し尿等処理の流れ（推計）

（単位：kL）



3 災害への備え

仙台市災害救助物資管理要綱（平成7年12月27日市長決裁）に基づき、平成8年度から平成12年度にかけて、仮設トイレ組立式を調達し、各指定避難所へ1か所あたり5基を配備した。なお、令和7年4月1日現在で指定避難所は本市内に195か所ある。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、仮設トイレ組立式を最大493基使用した。震災時に使用したもの等の補充として、平成23年度から平成27年度までの間に506基を新たに配備した。平成28年度以降は、不具合があるものを中心に古くなったものを含め計画的に更新を行っている。なお、和式トイレと洋式トイレの配備割合は、震災前は4：1であったが、洋式トイレの普及や高齢者等への配慮から、震災後に2：3へ変更し、令和4年度より和式トイレから洋式トイレへのさらなる更新を順次行っている。

平成29年度からは、各課・公所に指定避難所の担当が割り振られていることを踏まえ、仮設トイレ組立式の組立講習会を開催している。職員が、避難所運営に欠かせない仮設トイレ組立式の組立と使用について知識・技術を習得すること、及び指定避難所を会場として行う防災訓練等において、災害時に運営の主体となる住民に対し組立指導・説明を行うことが出来るようにすることを目的としている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の発生に伴い感染リスクの回避を図る必要性があることから開催を見合わせたが、令和6年度末までに指定避難所の担当課・公所を対象に講習会を開催し、延べ752名の職員が受講済である。令和7年度以降も継続して開催する予定である。

携帯トイレは各指定避難所に58,500枚（1か所あたり300枚）、5つの環境事業所に約71,500枚の合計約130,000枚を備蓄している。なお、平成28年4月に発生した熊本地震では、携帯トイレを約20,000枚、令和6年1月に発生した能登半島地震では、約8,000枚支援物資として提供した。

第5節 産業廃棄物

1 概況

産業廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により、排出する事業者の責任で行うこととされている。

排出事業者の大部分は、処理を処理業者（収集運搬又は処分の許可を受けた業者）に委託している。処理を委託する場合、排出事業者には委託基準の厳守と産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられている。

本市では、法に基づく産業廃棄物処理業の許可関係事務や、処理業者等への立ち入り検査等を中心とした各種の施策を通じて、排出事業者や処理業者に対し、適正処理等の指導を行っている。また、環境関連法規の頻繁な制定・改廃に柔軟に対応し、適正な目標の設定と有意な達成評価を行うため、平成9年度から5年ごとに策定していた「仙台市産業廃棄物処理指導計画」に代えて、平成18年度に基本的な方針や施策を体系化した「仙台市産業廃棄物処理指導方針」を新たに策定し、併せて「仙台市産業廃棄物処理指導実施計画」を各年度に策定することとして、計画的な指導を実施している。

2 産業廃棄物の発生状況

産業廃棄物対策を進める上で、市内の発生・排出・処理等の実態把握が不可欠であるため、本市では、毎年度宮城県が行う「宮城県産業廃棄物実態推定業務報告書」の調査データを活用して、仙台市内における産業廃棄物の発生状況を推計している。

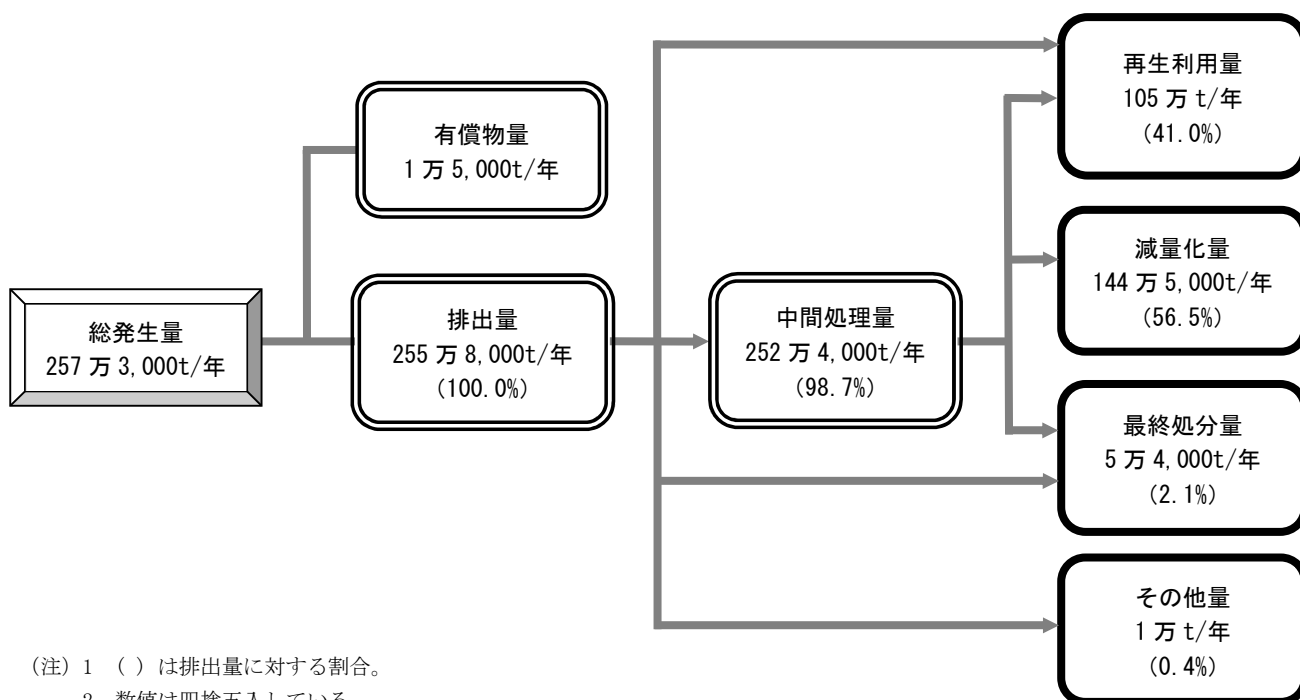
これによると、令和5年度に市内で発生した産業廃棄物の総発生量は257万3,000t、うち中間処理されことなく他者に有償で売却された有償物量が1万5,000t、これを除いた、中間・最終処理の対象となった排出量は255万8,000tと推計される。

排出量の内訳としては、下水道等から排出される汚泥が162万6,000t（63.6%）、解体工事現場等から排出されるがれき類が55万8,000t（21.8%）であり、これら2種類が全体の約8割を占めている。

処理状況をみると、＜図-20＞に示すとおり、中間処理を経るか、又は直接再生利用された量は105万t（41.0%）、焼却等の中間処理により減量化された量が144万5,000t（56.5%）、最終（埋立）処分された量が5万4,000t（2.1%）である。

<図-20>

産業廃棄物の発生及び処理状況（令和5年度）



3 産業廃棄物の処理状況

(1) 産業廃棄物処理業者の処理

本市内で収集運搬、処分された産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の量は、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」に基づき、処理業者から報告される。令和5年度に処理業者が取り扱った産業廃棄物の年間処理量は、<図-21>のとおりである。

① 収集運搬

産業廃棄物の収集運搬量について取りまとめたものが<図-22>、<図-23>及び<表-85>である。令和5年度は、廃プラスチック類、がれき類等の収集運搬量が減少したことにより、令和4年度に比べて602,842t減少し、合計1,222,668tとなった。

産業廃棄物の収集運搬量のうち、特別管理産業廃棄物について取りまとめたものが、<表-86>である。総計は、15,277tとなっており、感染性廃棄物等の収集運搬量が減少したこと等により、令和4年度の約2/3となった。

② 処分

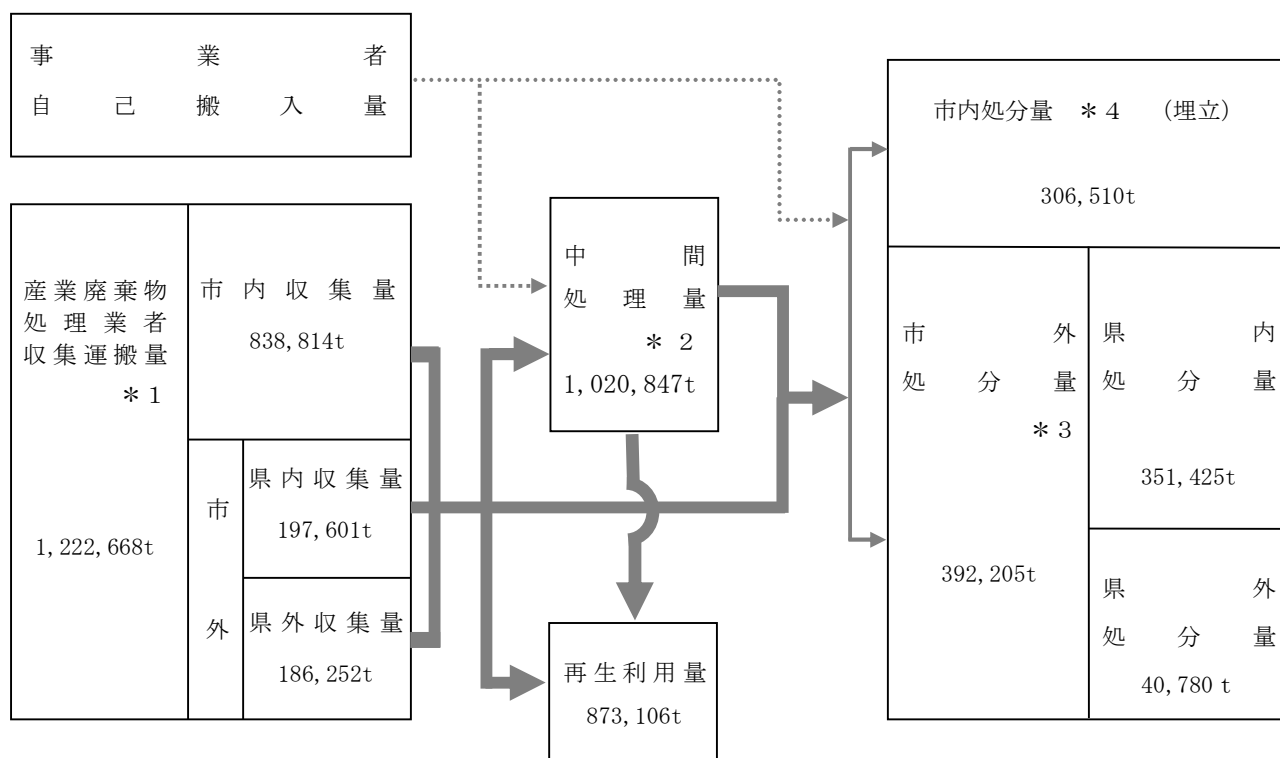
産業廃棄物の中間処理量及び市内処分量（埋立）は、<図-21>のとおり、合計1,327,357tとなっており、令和4年度から222,083tの減少となった。

そのうち、中間処理量は1,020,847tであり、令和4年度と比べて179,915t減少している。市内処分量（埋立）は306,510tであり、令和4年度に比べ42,168tの減少となっている。

なお、再生利用量については873,106tであり、令和4年度と比べて142,304tの減少となっている。

<図-21>

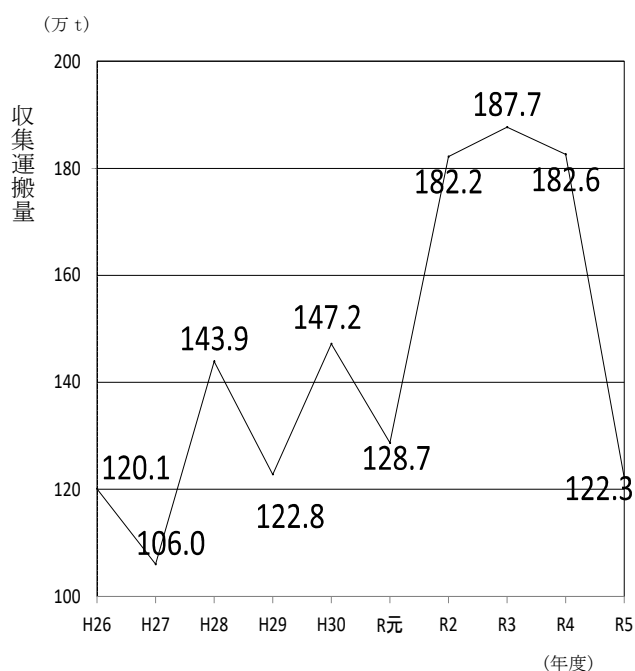
処理業者による産業廃棄物年間処理量（令和5年度）



- (注) *1 収集運搬業者からの実績報告による。
 *2 市内処分業者からの実績報告（自己搬入を含む）による。
 *3 収集運搬業者からの実績報告による。また、市外処分量については、市内から搬出されたものに限る。
 *4 市内最終処分業者からの実績報告による。
 *5 数値は四捨五入している。

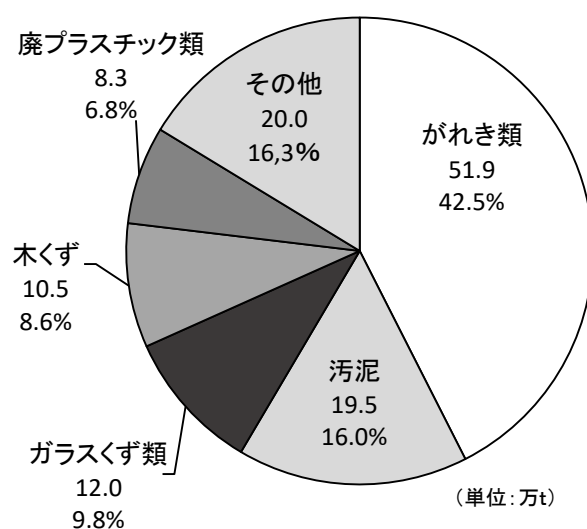
<図-22>

産業廃棄物の収集運搬量の推移（総量）



<図-23>

収集運搬量の種類別割合（令和5年度）



<表－85>

産業廃棄物の収集運搬量の推移（種類別）

（単位：t）

種類 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5	対前年度比(%)
燃 え 殻	24,247	39,027	53,127	33,410	32,937	98.6
汚 泥	217,477	274,847	213,057	236,339	195,371	82.7
廃 油	13,290	14,578	15,435	11,139	10,855	97.5
廃酸・廃アルカリ	6,103	2,472	2,846	2,513	2,095	83.4
廃プラスチック類	107,387	105,594	113,659	123,605	82,788	67.0
ゴムくず	463	139	249	206	37	18.0
紙 く ず	11,715	14,789	15,234	13,334	10,327	77.4
木 く ず	91,892	139,346	113,031	120,806	105,233	87.1
繊維くず	4,178	5,809	8,433	4,882	1,818	37.2
動植物性残さ	6,135	4,499	8,625	6,280	5,275	84.0
金属くず	36,120	29,085	35,878	32,511	31,925	98.2
ガラスくず類	83,312	82,006	105,090	125,192	120,307	96.1
鋳 さい	20,567	23,919	11,658	8,353	9,103	109.0
がれき類	497,688	714,539	1,038,613	1,024,326	519,467	50.7
動物のふん尿	756	44	81	95	4	4.2
動物の死体	63	46	46	41	44	107.3
ばいじん	28,914	28,818	29,447	24,407	21,533	88.2
動物系固形不要物	540	588	603	631	597	94.6
政令第13号廃棄物	121,183	330,255	90,306	33,838	57,675	170.4
特別管理産業廃棄物	15,080	11,988	22,032	23,602	15,277	64.7
計	1,287,110	1,822,388	1,877,450	1,825,510	1,222,668	67.0

（注）本表では特別管理産業廃棄物を含む総量を集計。

<表－86>

特別管理産業廃棄物の収集運搬量の推移（種類別）

（単位：t）

種類 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5	対前年度比(%)
廃 油	1,945	1,788	2,166	2,128	1,764	82.9
廃酸・廃アルカリ	1,375	450	895	268	595	222.0
感染性産業廃棄物	4,070	3,786	3,708	5,614	4,777	85.1
PCB廃棄物	213	133	162	73	140	191.8
廃水銀等	0	9	1	4	2	50.0
廃石綿等	5,803	4,456	13,164	13,484	5,622	41.7
その他の特定有害産業廃棄物	1,674	1,366	1,936	2,031	2,377	117.0
計	15,080	11,988	22,032	23,602	15,277	64.7

(2) 産業廃棄物再生利用の状況

処理業者による処理量のうち、市内の処理施設で再生利用されていることが明らかなものを、実績報告に基づき集計したのが<表－87>である。産業廃棄物再生利用量の経年変化は<図－24>に示すとおりである。

<表－87>

再生利用量の推移（種類別）

(単位：t)

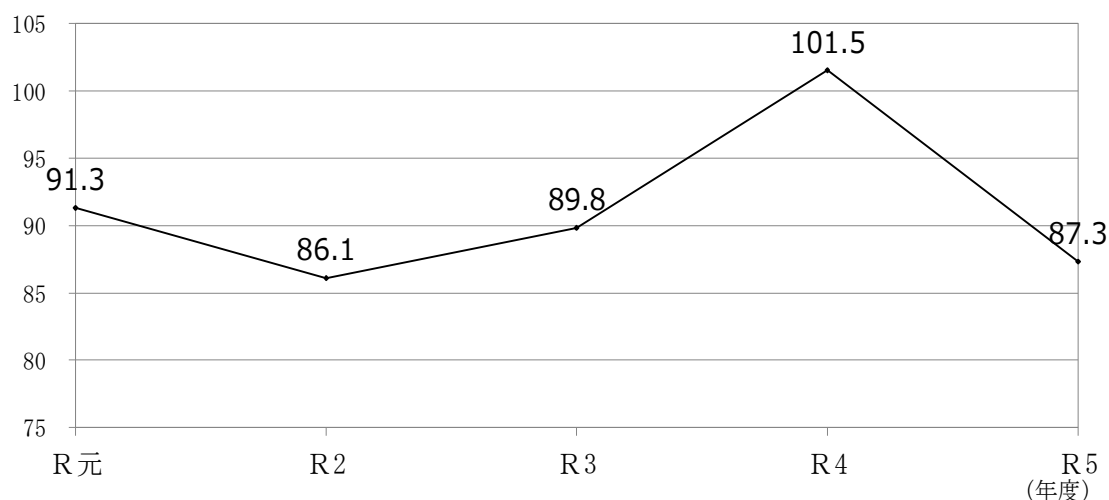
種類 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5	対前年度比 (%)	利用用途
汚泥	214,344	119,972	68,536	142,865	161,501	113.0	再生土 土壌改良剤 コンポスト等
廃油	2,031	4,164	2,133	2,037	1,948	95.6	再生油
廃プラスチック類	5,613	4,300	5,570	4,948	7,433	150.2	原料，燃料等
紙くず	2,469	998	778	880	913	103.8	原料，燃料等
木くず	31,932	59,239	83,639	104,034	67,840	65.2	燃料，チップ等
金属くず	6,299	4,472	4,584	6,909	8,426	122.0	再生原料
ガラスくず類	54,561	125,923	136,519	181,037	117,868	65.1	路盤材等
鉱さい	0	0	0	0	0	－	
がれき類	592,137	539,269	593,027	569,271	503,837	88.5	建設資材
繊維くず	1,014	794	1,285	1,016	1,225	120.6	燃料用
動植物性残さ	2,781	1,942	2,363	2,413	2,115	87.7	
その他	0	0	0	0	0	－	
合計	913,181	861,073	898,434	1,015,410	873,106	86.0	

(注) 数値は四捨五入している。

<図－24>

(単位：万t)

再生利用量の推移（総量）



(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物処理施設には、排出事業者が自ら処理する自己処理用施設と排出事業者の委託により処理を行う処理業用の施設がある。また、いずれの施設もその種類と処理能力により法に基づく設置許可を要する場合がある。

施設の内訳については、設置許可施設が<表－88>、<表－89>、設置許可対象外の中間処理業用施設は<表－90>、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設のうち産業廃棄物に係るものは<表－91>のとおりである。令和6年度中に新たに設置許可を取得した施設はなかった。

最終処分場の総残余容量については、令和4年度末には329万1,205m³（覆土分を含む）であったが、令和5年度中の埋め立て等により28万8,532m³減少したことから、令和5年度末には300万2,673m³となっている。

<表-88>

産業廃棄物中間処理施設の設置許可状況

(令和7年4月1日現在)

設置主体 施設の種別	処 理 業 者						排 出 事 業 者					
	令和6年度						令和6年度					
	許 可			廃 止			許 可			廃 止		
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設 (10m ³ /日超)	9	1,119.88m ³	0	—	0	—	4	581.4m ³	0	—	0	—
汚泥の焼却施設 (5m ³ /日超又は200kg/h以上)	3	34.0t	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃油の油水分離施設 (10m ³ /日超)	1	24.0m ³	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃油の焼却施設 (1m ³ /日超又は200kg/h以上)	3	32.3t	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
廃プラスチック類の破砕施設 (5t/日超)	16	617.9t	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
木くずの破砕施設 (5t/日超)	30	6236.3t	0	—	3	772.0t	0	—	0	—	0	—
かたき類の破砕施設 (5t/日超)	39	2,4736.7t	0	—	2	673.7t	0	—	0	—	0	—
廃プラスチック類の焼却施設 (0.1t/日超)	3	19.9t	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
焼却施設 (上記以外の焼却施設) (200kg/h以上)	3	116.7t	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
合 計	107	—	0	—	5	—	4	—	0	—	0	—

(注) 1 施設数は許可の延べ数である (重複有り)。

(注) 2 処理能力は日量である。

(注) 3 焼却施設はすべて、火格子面積2m²以上のものを含む。

(注) 4 許可は新規及び変更許可の数値

<表-89>

産業廃棄物最終処分場の設置許可状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		設 置 数	埋立面積 (m ²)	埋立容積 (m ³)
管 理 型 場	処 理 業 者	2	240,742	6,697,736
	排 出 事 業 者	3	25,084	118,799
	計	5	265,826	6,816,535
安 定 型 場	処 理 業 者	2	127,985	3,330,346
	排 出 事 業 者	0	0	0
	計	2	127,985	3,330,346
合 計		7	393,811	10,146,881

(注) 設置数・埋立面積等は、埋立中の施設の合計

＜表－90＞

設置許可対象外の中間処理業用施設の設置状況

(令和7年4月1日現在)

施設の種類		処理業者の施設数
汚泥の脱水施設		9
汚泥の乾燥施設		2
焼却施設		0
廃酸・廃アルカリの中和施設		3
破 碎 施 設	廃プラスチック類	34
	木 ぐ ず	10
	が れ き 類	2
その他の施設*		121
合 計		181

(注) *汚泥の造粒固化施設、廃プラスチック類の圧縮梱包施設など

＜表－91＞

ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置届出状況

(令和7年4月1日現在)

		事業場数
廃棄物処理法設置許可対象		2
	処 理 業 者	2
	排出事業者	0
廃棄物処理法設置許可対象外		3
	処 理 業 者	0
	排出事業者	3
合 計		5

4 適正処理指導

本市では、法に基づき排出事業者や処理業者が行う届出や許可申請の際の指導のほか、立入検査やパトロール、講習会、講演会、パンフレット等による広報、来庁者への説明等、様々な機会を利用し適正処理の指導を行っている。

また、建設リサイクル法に基づく再資源化義務やPCB特別措置法に基づく保管状況届出義務についても、指導の徹底を図っている。さらに、自動車リサイクル法に基づく適正処理に関する指導及び排出者に対する普及啓発を行っている。

(1) 排出事業者に対する指導

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

排出事業者は、廃棄物の排出量及び有害性の低減及びリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては、法に定められた排出事業者責任の原則に基づき、生活環境保全上支障を及ぼさないように適正に処理しなければならない。

法では、事業者が産業廃棄物の処理を委託することが認められているが、事業者には許可された事業範囲を確認した上で、収集運搬業者及び処分業者と個別に適正な契約を締結することや、マニフェストの適正管理が義務付けられている。

廃棄物の発生段階までさかのぼって産業廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、平成7年度から平成9年度には、法及び仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき、産業廃棄物の排出量が多い事業者、廃棄物の減量化、再生利用の促進に向けた処理計画書（5カ年計画）を提出させ、その実施状況について報告させた。平成13年度からは、法改正

に伴い、多量排出事業者に産業廃棄物処理計画書を提出させ、提出された処理計画書の本市ホームページ上での縦覧を行っている。

また、産業廃棄物のうち、爆発性や毒性、感染性など人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある「特別管理産業廃棄物」は、管理責任者の設置や処理実績の報告等が義務付けられるなど、特に厳しい管理が求められているため、排出事業者に対する周知徹底に努めるとともに、立入検査等により適正処理の指導を行っている。

病院に対しては、仙台市保健所が行う医療法に基づく医療監視に帯同して立入検査を行い、国が示した感染性廃棄物処理マニュアルに従い適正処理がなされているかどうかを確認し、不適正な点については助言・指導を行っている。

② PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

特別管理産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（PCB）は主に電気機器等の絶縁油として用いられた物質であるが、PCB廃棄物は難分解性で、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれがあるため、PCB特別措置法によって処理期限や保管状況届出義務等が定められている。しかし、これが遵守されていない事例等があるため、環境省の「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に従い、平成27年度以降継続的にアンケート調査及びフォローアップを実施してきた。高濃度PCB廃棄物の処理期限は、機器等の種類に応じて令和4年3月31日及び令和5年3月31日で終了したが、掘り起こし調査により新規発見された機器等の保管事業者や、既存の保管状況届出事業者に期限内処理を指導してきた結果、令和6年度末時点では、期限経過後も未処理の事業者に対する改善命令及び行政代執行を要する案件は無かった。一方で、低濃度PCB廃棄物については処理期限が令和9年3月31日と定められていることから、引き続き、関係機関等と連携して、保管事業者に対する期限内処理の指導啓発等に取り組むとともに、適正処理推進のため電気工事業者等に対する判別方法の周知を行う。

③ 電子マニフェストの普及促進

マニフェストについて、国は排出事業者に対し、従来の紙マニフェストに代えて、電子マニフェストを使用するよう推奨している。電子マニフェストの使用により、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者間における情報共有の効率化や事務ミスの防止等が期待できる。また、自治体にとっては、不適正処理に対する原因究明や指導等の迅速かつ効果的な実施が可能になる。市内の民間事業者における電子マニフェスト導入を進めるため、本市および本市指定管理施設が排出事業者となる場合、原則として電子マニフェストを使用することとしている。

(2) 立入指導

① 処理業者に対する指導

本市内で産業廃棄物の収集、運搬又は処分（中間処理及び最終処分）を業として行う者は、法に基づく市長等の許可が必要である。なお、法改正により、平成23年度から許可の合理化が行われ、収集運搬業については、一部例外を除き宮城県知事が許可するものとされた。

産業廃棄物処理業の許可は、取り扱う産業廃棄物の種類及び処理方法により、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4業種に区分されており、その許可期限はそれぞれ5年間である。なお、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により認定された業者の許可期限は7年間となる。

令和7年4月1日現在の、本市による処理業の許可状況は＜表－92＞のとおりである。このうち収集運搬業は58件、処分業は92件となっている。

処理業者に対しては、適正な受託、マニフェストの適正な使用、帳簿の管理、処理実績報告書の提出、施設の維持管理基準の遵守等について、立入検査その他の機会において指導している。

<表-92>

本市による処理業の許可状況

(令和7年4月1日現在)

許可区分	許可件数 ^{*1}	前年度増減	許可業者所在地別内訳 ^{*2}			優良産業廃棄物 処理業者 ^{*3}
			市内	県内	県外	
産業廃棄物収集運搬業	42	-1	18	0	24	6
産業廃棄物処分業	86	-3	57	7	22	12
特別管理産業廃棄物収集運搬業	16	-1	5	0	11	7
特別管理産業廃棄物処分業	6	-1	6	0	0	2
合 計	150	-6	86	7	57	27

(注) *1 許可件数は延べ数。

*2 許可業者が個人にあってはその住所、法人にあってはその本店の所在地である。

*3 認定業者は延べ数。

② 産業廃棄物処理施設に対する指導

設置許可対象施設及び処理業の用に供する全ての処理施設が設置又は変更される場合は、法及び要綱に定める構造基準に基づき適正な設置及び維持管理を指導している。小規模な自己処理用施設に対しても、適正処理のため要綱に準じた施設設置を指導している。

また、埋立中及び埋立完了の最終処分場、焼却施設、脱水施設等を対象として立入を行い、処理施設からの排水並びに地下水の水質検査、汚泥等の溶出検査を実施している。産業廃棄物処理施設の水質検査等の実施件数は<表-93>のとおりである。

さらに、平成9年に法改正及び焼却炉排ガス中のダイオキシン類濃度規制等の政省令改正があり、廃棄物の処理に関する規制が強化されたことを受け、平成10年度からは、焼却施設に対し、構造基準・維持管理基準適合状況調査、排ガス自主検査への立会い、行政による排ガス濃度調査などを実施するなど、ダイオキシン類排出抑制の指導を進めている。

ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設（廃棄物焼却炉）を設置している事業場に対する測定等の実施件数は<表-94>のとおりである。

<表-93>

令和6年度 産業廃棄物処理施設における水質検査等の件数

区 分			水質検査						溶出検査							
			放流水		地下水		その他		汚泥		燃え殻		ばいじん		その他	
最終処分場	処理業者	安定型処分場	2	(2)	4	(2)	5	(2)								
		管理型処分場	3	(2)	8	(2)	5	(2)	3	(2)						
		安定型処分場 (埋立終了)	1	(1)	1	(1)	1	(1)								
		管理型処分場 (埋立終了)	12	(1)	21	(1)										
	排出事業者	管理型処分場	3	(3)												
中 間 処 理 施 設			7	(6)					7	(5)	3	(2)	1	(1)	4	(4)
小 計			28	(15)	34	(6)	11	(5)	10	(7)	3	(2)	1	(1)	4	(4)
合 計			73						18							

(注) 検査件数は延べ件数であり、() 内は検査事業所数である。

＜表－94＞

令和6年度 ダイオキシン類対策特別措置法特定施設におけるダイオキシン類測定等の実施件数

	行政測定		自主測定時の立会い	
	件数	事業場数	件数	事業場数
廃棄物処理法設置許可対象	3	2	3	2
処 理 業 者	3	2	3	2
排出事業者	0	0	0	0
廃棄物処理法設置許可対象外	2	2	2	2
処 理 業 者	0	0	0	0
排出事業者	2	2	2	2
合 計	5	4	5	4

③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく指導

平成17年1月に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車は最終所有者から引取り(引取業)、エアコン等に使用されているフロン類を回収(フロン類回収業)し、その後外装、内装を取外し解体(解体業)、最終的に破砕処理(破砕業)することとなっており、各行程において登録(引取業、フロン類回収業)又は許可(解体業、破砕業)が必要である。登録及び許可の期限はそれぞれ5年間である。登録及び許可状況は＜表－95＞のとおりである。

登録又は許可業者に対しては、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが運用する自動車リサイクルシステムの適正な使用、施設の維持管理基準の遵守等について、立入検査等により指導している。

＜表－95＞

使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可の件数

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
引取業	140	134	121	121	121
フロン類回収業	57	58	52	51	51
解体業	21	21	21	20	19
破砕業	3	3	3	3	3

(3) 市内搬入処分の事前届出

本市は、平成3年7月から平成29年3月まで、特定有害産業廃棄物(特別管理産業廃棄物の中で特に有害な廃石綿や指定下水汚泥等)又は1月に5tを超える産業廃棄物の県外搬出又は県外からの市内搬入による処分を行おうとする者について、あらかじめ市長の承認を受けなければならないことを定め、要綱に基づく指導を行っていた。

平成29年4月からは、他自治体の状況等も踏まえて手続きを簡略化することとし、事前承認制から事前届出制に変更する要綱改正を行った。届出の対象についても、市内搬入については、特定有害産業廃棄物も他の産業廃棄物と同様、1月に5tを超えるものとするよう要件を緩和し、県外搬出については手続き自体を廃止した。

令和6年4月からは、さらに手続きの簡略化を図るため、優良認定処分業者に委託する場合で、電子マニフェストを使用する場合又は最終処分場への搬入が年100t未満の場合は届出不要とする等の要綱

改正を行った。

令和6年度までの近年の届出状況は、＜表－96＞のとおりである。

＜表－96＞

市内搬入処分の届出状況

排出者	R2		R3		R4		R5		R6	
	事業者数	届出量(t)	事業者数	届出量(t)	事業者数	届出量(t)	事業者数	届出量(t)	事業者数	届出量(t)
建設業者	474	91,863	589	190,651	570	127,645	569	143,418	46	14,587
中間処理業者	313	557,735	338	601,066	339	594,515	303	447,066	110	170,436
製造業・その他	99	91,697	104	120,591	81	83,425	75	67,859	59	19,627
合計	886	741,295	1,031	912,308	990	805,585	947	658,343	215	204,650

(注) 届出量は、各年度で受付をした数量(予定)の合計である。

産業廃棄物の市内搬入処分については、搬入先における適正処理量を超えることのないよう確認し、また、排出者に対して減量化・再生利用に関する計画や管理体制等についての資料提出を求める等の指導を行っている。各年度の届出量は、建築物の解体・新築工事の着工件数や最終処分場の整備状況等の要因により変動がある。

(4) 不法投棄等対策

産業廃棄物の不法投棄や野外焼却等について適正処理の指導を行っているほか、パトロールの実施等により、不適正処理の防止に努めている。

① 産業廃棄物適正処理監視指導員(産廃Gメン)

産業廃棄物の不適正処理等に迅速かつ的確に対応するとともに、当事者等に対し原状回復及び適正処理の指導を行い、未然防止や再発防止に努めることを目的として、警察0Bの会計年度任用職員を専任として配置している。平成9年度に1人からスタートし、その後増員して、平成20年度から平成28年度までは9人、平成29年度からは7人となっている。令和6年度の排出事業者や処理施設等への立入指導の回数は、延べ209回であった。

また、平成20年度から、焼却施設への産業廃棄物の搬入を防止するため、粗大ごみ破碎施設のある葛岡工場及び今泉工場の搬入窓口で年間を通じて随時監視・指導を行っている。

② 通報窓口「産廃110番」

市民からの情報を得ることにより不適正処理の早期発見等につなげるため、平成10年度から開設しており、令和6年度の受付・対応件数は221件であった。

③ 現職警察官の配置

悪質な事案や解決に時間を要する事案の増加に対応するため、平成15年度から現職警察官1人を配置し、調査体制を強化するとともに、産廃Gメンと連携し告発を含めた厳正な対処を行っている。

④ 関係機関等の連携

宮城県警察・仙台市産廃Gメン連絡協議会による宮城県警察との連携のほか、「南東北産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」による宮城県・福島県・山形県等との連携等を通じ、不適正処理に関する情報交換や合同パトロール等を行い、不適正処理の防止に努めている。

⑤ 不法投棄監視カメラの設置

悪質な不法投棄に対応するため、平成18年1月から監視カメラを導入し、監視カメラ設置告知看板と併せて、不法投棄が多発している重点地区に設置して、監視体制を強化している。

⑥ 休日パトロール等の実施

休日等における不法投棄等の未然防止及び迅速な対応を図るため、平成18年度から民間業者に委託してパトロールを実施している。

＜表－97＞

不法投棄の処理状況

区 分 \ 年 度	R2	R3	R4	R5	R6
処 理 件 数 (内・集積所)	1,682 (1,597)	1,429 (1,359)	1,248 (1,186)	1,124 (1,072)	1,215 (1,174)
処 理 量 (t)	56	48	39	34	32

(注) 集積所に出された不適正排出物の処理事案を含む。

(5) 啓発

法の内容等について周知徹底を図るため、排出事業者向けのパフレットの作成や文書の送付、講演会を開催しているほか、業界団体主催の講習会に講師を派遣し、指導・啓発を行っている。また、産業廃棄物に関する許可、処理施設設置等の手続きについては、各種の手引書を作成し、市ホームページに掲載している。なお、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業者の名簿や不法投棄対策等について市ホームページに掲載することで、市民、事業者に向け情報を提供している。